

屋久島町

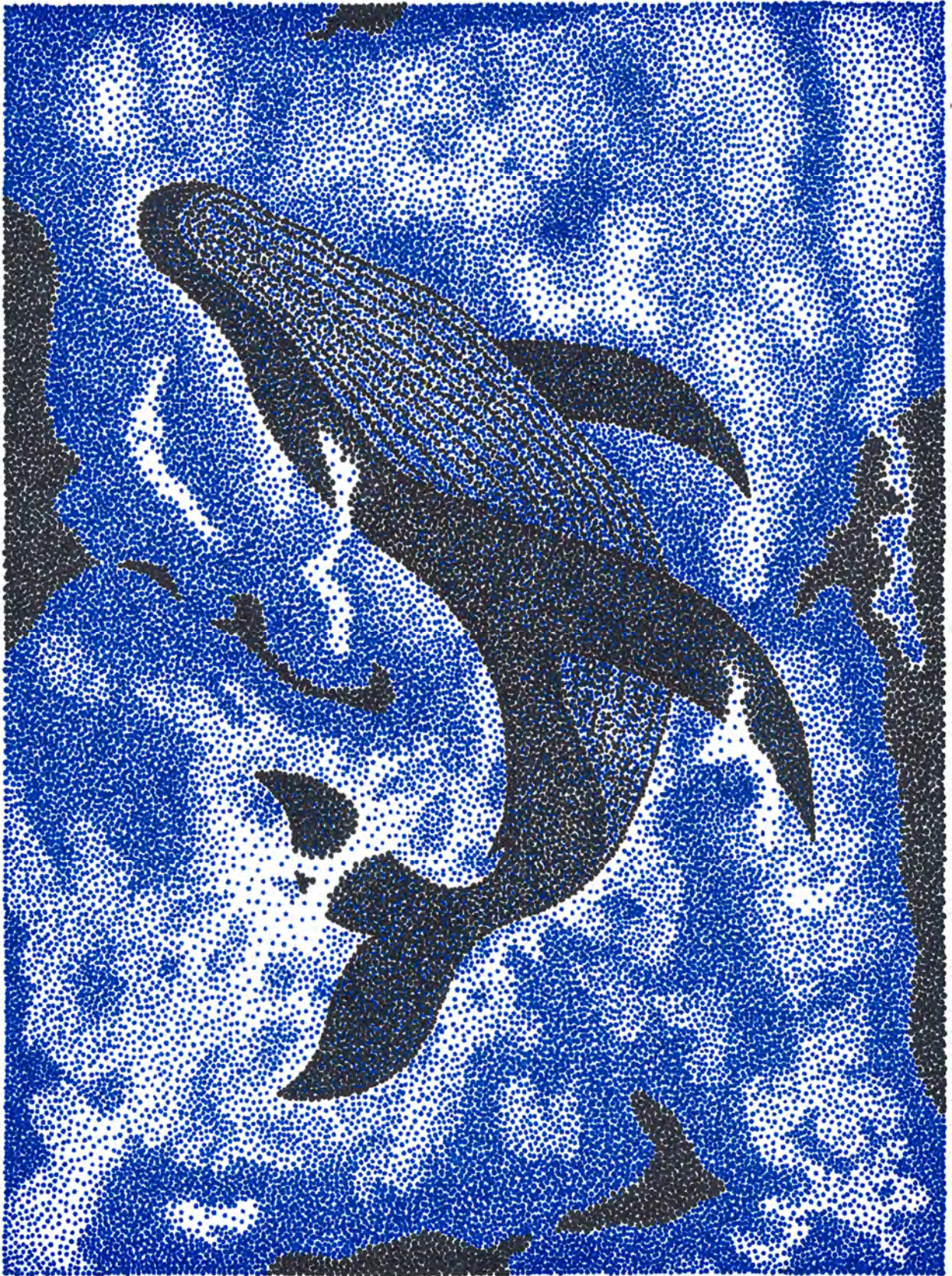
第2其月障害者計画

第6其月障害福祉計画

第2其月障害児福祉計画



令和3年3月
鹿児島県屋久島町



本計画では、就労継続支援事業所屋久の郷から、利用者が描いたデザイン画の提供を受け、掲載しております。

はじめに

本町では、これまで「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」を基本理念とし、障がい者施策を推進してまいりました。



平成26年に、障害者基本法に基づく「屋久島町障害者計画」を、平成30年に、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、施策を推進してまいりましたが、今回は、分かりやすく3つの計画を一冊にまとめて掲載することとし、「障がい者一人ひとりの人格と個性が尊重されるまちづくり」を基本理念に掲げ、本町の障がい者福祉行政の指針となるべく新たに策定いたしました。

この一冊が、障がい者を取り巻く課題の整理や解決の手引きとなることを期待し、障がい者やその家族、関係者の心に寄り添える計画となりますよう、これからも、サービス等の提供体制の整備に取り組んでまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様方や、デザイン画等の提供を頂きました就労支援事業所の利用者の皆様、熱心にご審議いただきました屋久島町自立支援協議会や屋久島町障害福祉計画策定委員会の委員の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

屋久島町長 荒木耕治

～ 目次 ～

第1部 【総論】	1
第一章 計画の概要	3
1 計画策定にあたって	3
2 計画の根拠	4
3 計画の期間	4
4 計画策定の基本的事項	5
5 計画の策定方法	5
第2章 屋久島町における障がい児者の現状	6
1 障がい者数（手帳所持者）の推移	6
(1) 全体	6
(2) 身体障害者手帳所持者	7
(3) 療育手帳所持者	8
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者	9
(5) 障害福祉サービスの整備状況	10
(6) 特別支援学級在籍者数・特別支援学校在学者数	11
2 アンケート調査結果の概要	12
(1) 障がい者調査全体アンケート	12
(2) 保護者アンケート	20
(3) 事業所アンケート	23
(4) 団体アンケート	27
(5) ワークショップまとめ	30
第2部 【第2期障害者計画】	41
第1章 障害者計画の基本理念と基本目標	43
1 計画の基本理念	43
2 計画の視点	43
第2章 施策の展開	44
1 生活環境	46
2 情報アクセシビリティ，意思疎通支援	47
3 防災・防犯等	48
4 差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止	49
5 生活支援	49
6 保健・医療	51
7 行政における配慮	52

8	雇用・就業	53
9	教育・保育・療育	54
10	文化芸術活動・スポーツ等	56
第3部 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画】		57
第1章 国の基本指針の見直しに係る目標の設定		59
1	施設入所者の地域生活への移行促進	59
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	59
3	地域生活支援拠点等の整備	60
4	福祉施設から一般就労への移行	60
5	障がい児支援の提供体制の整備	60
6	相談支援体制の充実・強化等	60
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	61
第2章 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画における計画値及び実績値		62
1	成果目標の進捗	62
2	指定障害福祉サービス等の実績	62
第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における各サービスの見込量		64
1	障がい福祉サービスの見込量	64
2	障がい児福祉サービスの見込量	68
第4章 地域生活支援事業		70
1	必須事業	71
2	任意事業	76
第5章 地域における障がい者支援の充実		78
1	支援体制の整備	78
	(1) 屋久島町自立支援協議会の設置	78
	(2) 相談機能の充実	79
	(3) ケアマネジメント体制の整備	79
	(4) 専門職員の配置による相談支援機能の強化	79

(5) 相談支援専門員の育成・確保	79
2 障がい福祉サービスの充実	79
(1) 居宅サービスの充実	79
(2) 日中活動系サービスの充実	80
(3) 居住系サービスの充実	80
3 障がい児支援の充実	80
4 地域生活支援事業の充実	80
第4部 【計画の推進にあたって】	81
1 計画の評価・検討	83
2 計画の周知	84
3 計画の推進体制の確立	84
4 国・県及び近隣町との連携	84
5 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供	84
【資料編】	86
1. 屋久島町障害福祉計画策定委員会	86
(1) 設置要綱	86
(2) 委員等名簿	88
2. 障害がある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例	89
あんしんガイド	
【別冊】 調査報告書	

「障害者」等の「害」の字の表記については、様々な意見があるところですが、本計画では「害」という字の否定的なイメージを考慮し、障がいのある方の人権をより尊重する観点から、固有名詞や法令等を除いて「障がい」と平仮名で表記しています。

第一部 總論





第1章 計画の概要

1 計画策定にあたって

障がい者を取り巻く環境は日々大きく変化し続けています。近年、社会環境の変化に伴ったストレスの増大を要因として、心身に障がいをきたす人が増加傾向にあり、障がい者や障がい児のニーズも複雑化、多様化しています。

平成23年8月の障害者基本法の改正では、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、平成25年4月には、障害者自立支援法を障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」として改正施行されています。平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されています。

本町では、こうした国の動向を踏まえ、関係法との整合を図りながら、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に展開していくため、次期計画の策定に取り組みました。

これまで屋久島町では、平成26年3月に「屋久島町障害者計画」、平成30年3月に「第5期屋久島町障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」を策定し、計画的な障害者施策の推進を図ってきました。これらの3つの計画が、令和2年度に計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針や鹿児島県(以下、県とする)の計画、近年行われた障害者制度改革を踏まえ、「第2期屋久島町障害者計画」並びに「第6期屋久島町障害福祉計画」及び「第2期障害児計画」を策定するものとします。

「第2期屋久島町障害者計画」、並びに「第6期屋久島町障害福祉計画」及び「第2期屋久島町障害児福祉計画」が本町の障がい者施策推進の指針となり、屋久島町民全てが、障がいの有無にかかわらず、基本的人権が守られる社会を構築していくことを目指します。

2 計画の根拠

各計画の法定上の位置づけは以下のとおりです。いずれも法律により策定が求められている法定計画であり、本計画はこれらを策定するものです。

図表：計画名及び根拠法等

計画名	根拠法等
①第2期障害者計画	障害者基本法第 11 条第3項 に基づく 「 <u>市町村障害者計画</u> 」
②第5期障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条第1項 に基づく 「 <u>市町村障害福祉計画</u> 」
③第2期障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第1項 に基づく 「 <u>市町村障害児福祉計画</u> 」

3 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成 令和3 年度から令和5年度までの3年間としています。障害者計画は、令和3年度より令和8年度までの6年間とします。

図表：計画の期間

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
障害者計画	第2期障害者計画						第3期 障害者計画	
第5期障害福祉計画	第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			第8期 障害福祉計画	
第1期障害児 福祉計画	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児 福祉計画	

4 計画策定の基本的事項

各計画の策定事項は以下のとおりです。

図表：計画名及び策定事項

計画名	策定事項
①第2期障害者計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者のための施策に関する基本的な事項 ※発達障がい児・者支援計画を包含
②第6期障害福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ○ 各年度の障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要な見込量及び見込量確保のための方策 ○ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
③第2期障害児福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ○ 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量及び見込量確保のための方策

5 計画の策定方法

この計画に町民の意見を反映させるため「屋久島町障害福祉計画策定委員会」を開催しました。また、本町に在住する障害者手帳等所持者・介護者を対象としたアンケート調査、町内の小・中学校の特別支援学級に通うお子さんの保護者へのアンケート調査、町内の障害福祉サービス事業所を対象としたアンケート調査、町内の障がい者団体へのアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めました。

会期・日程	主な協議内容
第1回 令和2年9月4日	策定に関する講話 アンケート調査の検討
第2回 令和2年10月29日	自立支援協議会でのワークショップにて意見交換
第3回 令和3年2月19日	計画素案について

	配布数	回収数	回収率
全体(当事者・ 介護者・家族)	487 (人)	326 (人)	66.9%
保護者	70 (人)	29 (人)	41.4%
事業所	8	7	87.5%
団体	3	3	100%

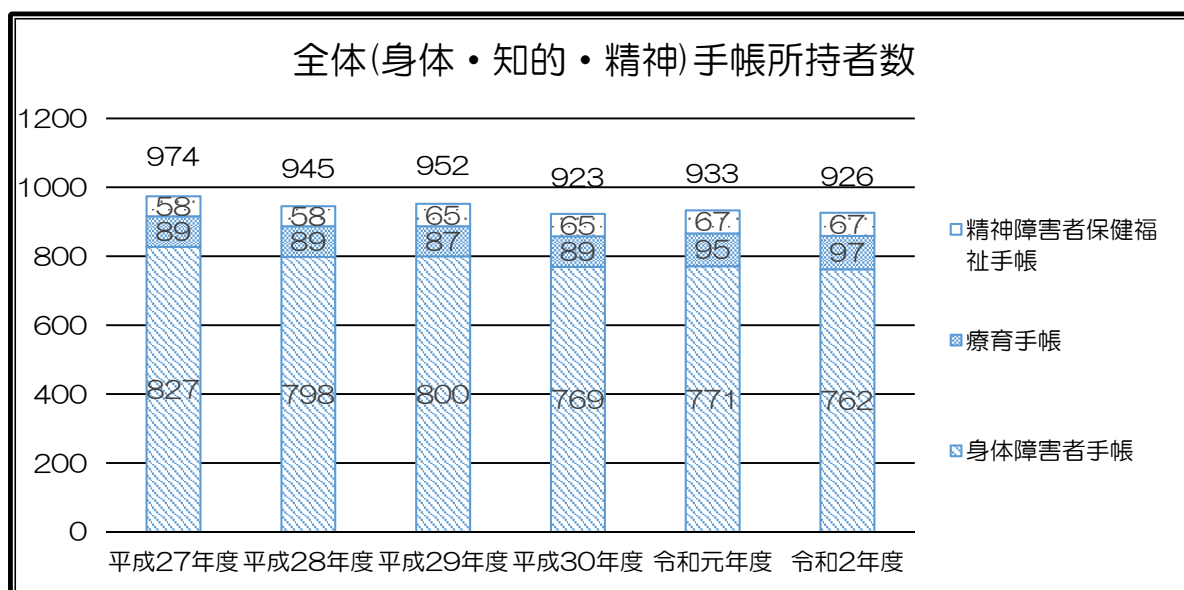
第2章 屋久島町における障がい者の現状

1 障がい者数（手帳所持者）の推移

(1) 全体（身体・知的・精神）

本町の障がい児及び障がい者の手帳所持者数は、令和2年12月31日現在で926人となっており、横ばい傾向にあります。

障がい種別にみると、身体障がい者は横ばい傾向、知的障がい者はやや増加傾向、精神障がい者は横ばい傾向にあります。



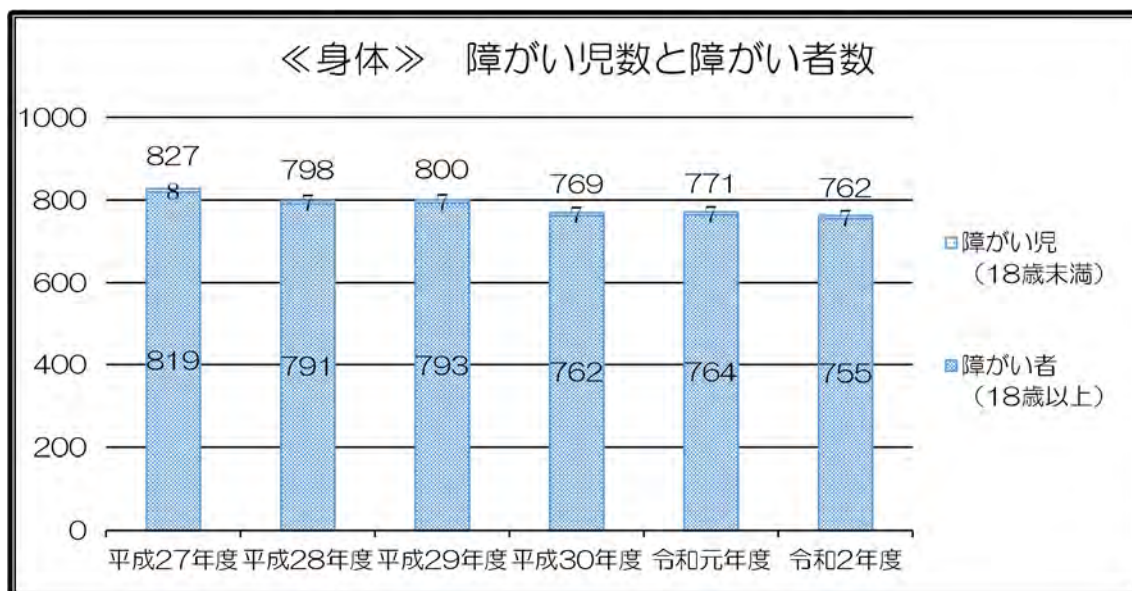
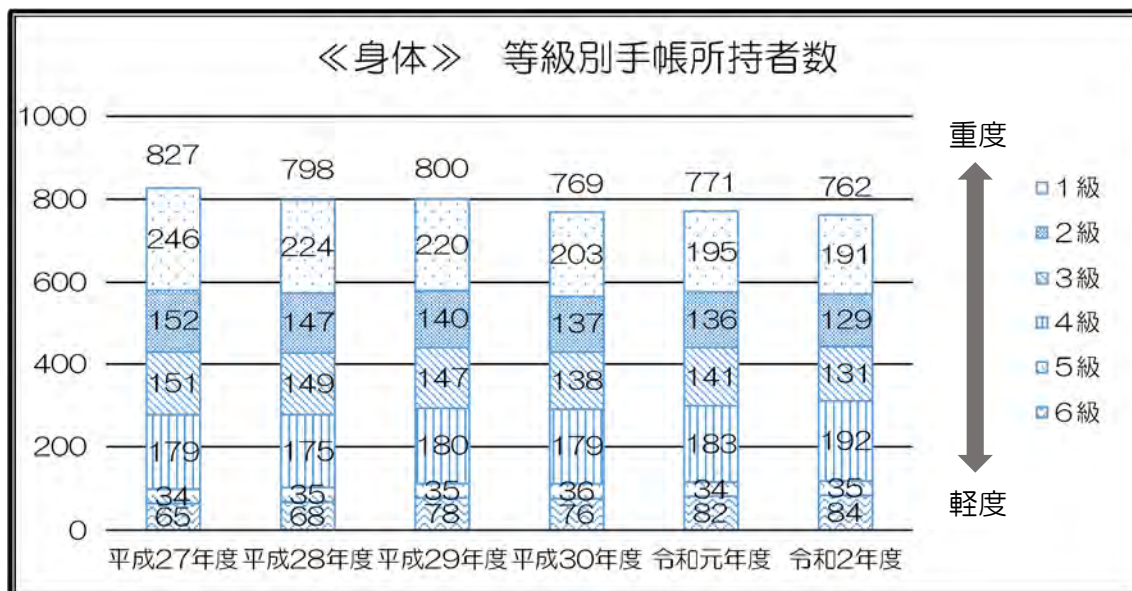
総人口に占める手帳所持者の割合

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	12,924	12,672	12,545	12,271	12,053	12,145
全体割合	7.5%	7.4%	7.5%	7.5%	7.7%	7.6%
身体割合	6.4%	6.3%	6.4%	6.3%	6.4%	6.3%
療育割合	0.68%	0.70%	0.69%	0.73%	0.79%	0.79%
精神割合	0.45%	0.46%	0.52%	0.53%	0.56%	0.55%

(2) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、令和2年12月31日現在で762人となっています。障がい児（18歳未満）及び障がい者（18歳以上）の区分で見ると、障がい児はほぼ横ばいで推移しており、障がい者はやや減少傾向で推移しています。

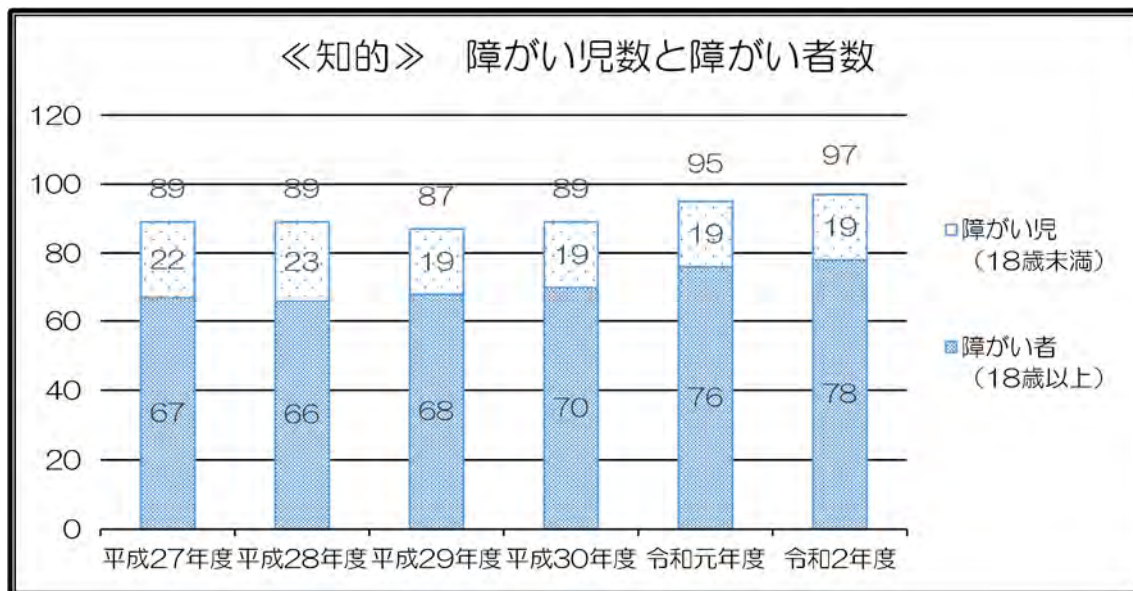
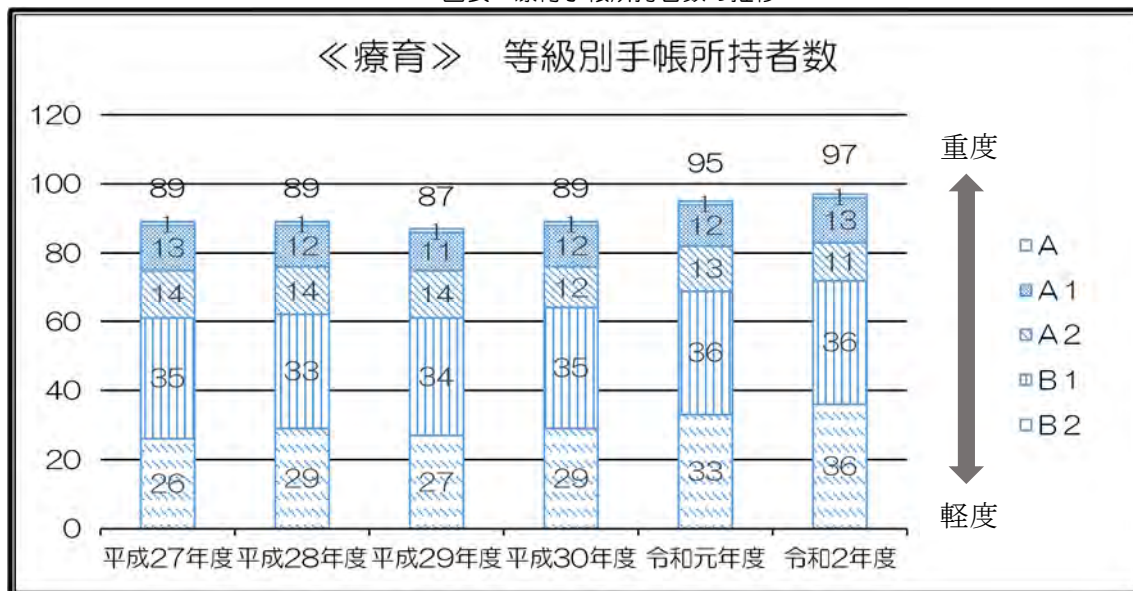
図表：身体障害者手帳所持者数の推移



(3) 療育手帳所持者

療育手帳所持者数は、令和2年12月31日現在で97人となっています。障がい児（18歳未満）及び障がい者（18歳以上）の区分でみた障がい児は横ばい、障がい者全体は、やや増加傾向であり、等級別ではB2が増加傾向で推移しています。

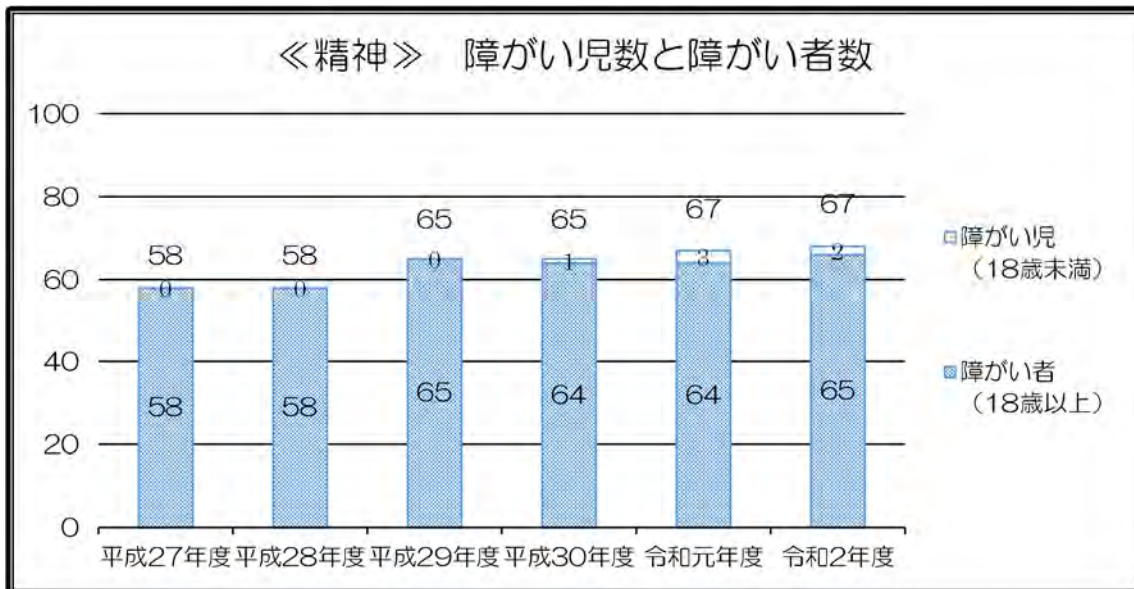
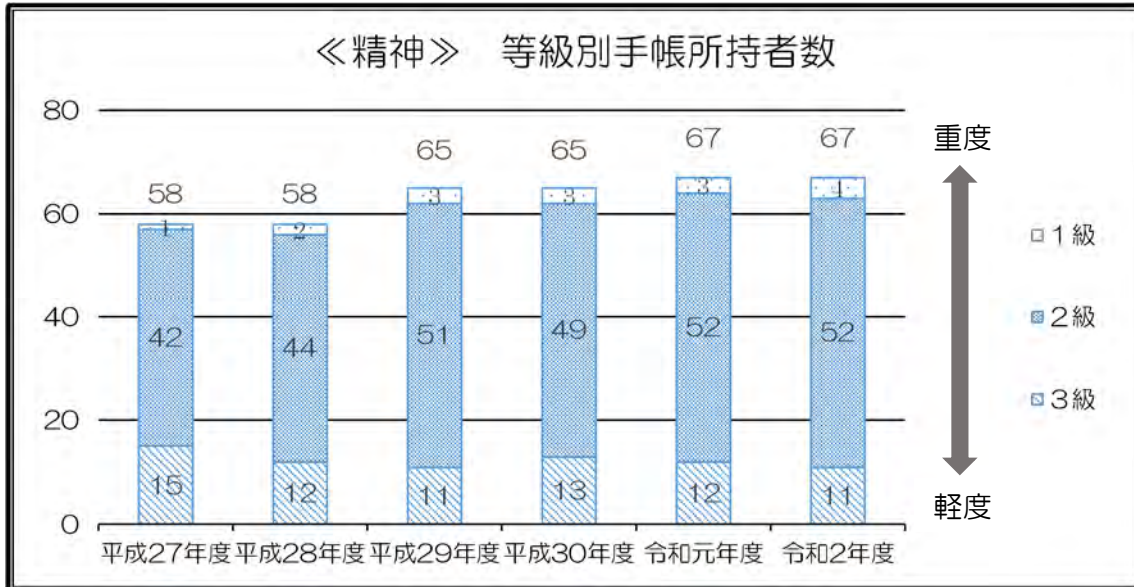
図表：療育手帳所持者数の推移



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年12月31日現在で67人となっており、障がい者（18歳以上）はやや増加しています。

図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移




(5) 障害福祉サービスの整備状況

本町における障害福祉サービス事業所は9か所あり、各事業所が実施しているサービスは以下のようになっています。

※島外事業所利用については要相談。※65歳以上の方は介護優先。

図表：施設ごと障害福祉サービスの実施状況

※  は実施している事業

事業区分	サービス	島内事業所									事業所数
		ひまわりの お家	屋久の 郷	児童 発達 センター ひまわり	みんなの おうち	にじいろの 樹	月見 荘	社会福祉 協議会 こまどり 館	社会福祉 協議会 縄文の 苑	相談 支援 センター やくしま	
介護給付	居宅介護										3
	重度訪問介護										3
	行動援護										0
	同行援護										1
	生活介護										2
	療養介護										0
	短期入所										0
	施設入所支援										0
	重度障害者等包括支援										0
訓練等給付	自立訓練・機能訓練										0
	自立訓練・生活訓練										0
	宿泊型自立訓練										0
	就労移行支援										0
	就労継続支援A型										0
	就労継続支援B型										2
	共同生活援助										1
地域相談	地域移行支援										0
	地域定着支援										0
計画相談	指定特定相談支援事業所										1
	指定障害児相談支援事業所										1
障害児通所	児童発達支援										1
	放課後等デイサービス										1
	児童発達支援（重症心身障害児）										0
	放課後等デイサービス（重症心身障害児）										0
	保育所等訪問支援										0
地域生活支援事業	相談支援										0
	地域活動支援センター										0
	日中一時支援										2
	移動支援										0
	訪問入浴										0
	生活サポート										0
児童発達センター	児童発達支援										0
	放課後等デイサービス										0
	保育所等訪問支援										0

(6) 特別支援学級在籍者数・特別支援学校在学者数

特別支援学級に通う児童生徒数をみると、令和2年12月31日現在で小学校が53人（知的障がい17人、情緒障がい36人）、中学校が17人（知的障がい6人、情緒障がい11人）と増加傾向です。また、特別支援学校在学者数は、令和2年12月31日現在で15人と横ばいであり、小学部が3人、中学部が1人、高等部が11人となっています。平成30年度に、屋久島高校に、中種子養護学校の屋久島支援教室が開設されています。

図表：特別支援学級在籍者数

単位：人

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	知的障がい	情緒障がい	知的障がい	情緒障がい	知的障がい	情緒障がい
小学校	13	22	15	28	17	36
中学校	10	6	8	11	6	11
小計	23	28	23	39	23	47
合計	51		62		71	

※令和2年度は12月31日基準

図表：特別支援学校在学者数

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学部	3	4	3
中学部	1	1	1
高等部	11	9	11
合計	15	14	15

※令和2年度は12月31日基準

2 アンケート調査結果概要

(1) 全体（当事者・介護者・家族）アンケート調査結果

1) 全体（当事者・介護者・家族）アンケート調査回答者の属性

総サンプル数は326名ですが、それぞれの回答には、無回答もあり、例えばこの表の場合は、26名が無回答（欠損値）です。今後の回答は有効票のみを使い集計を行うので、合計には違いがでます。「本人が答えた」が72.3%で最も多く、「本人の家族」が26.3%、「本人以外の介護者」1.0%、「本人と家族」0.3%となっています。

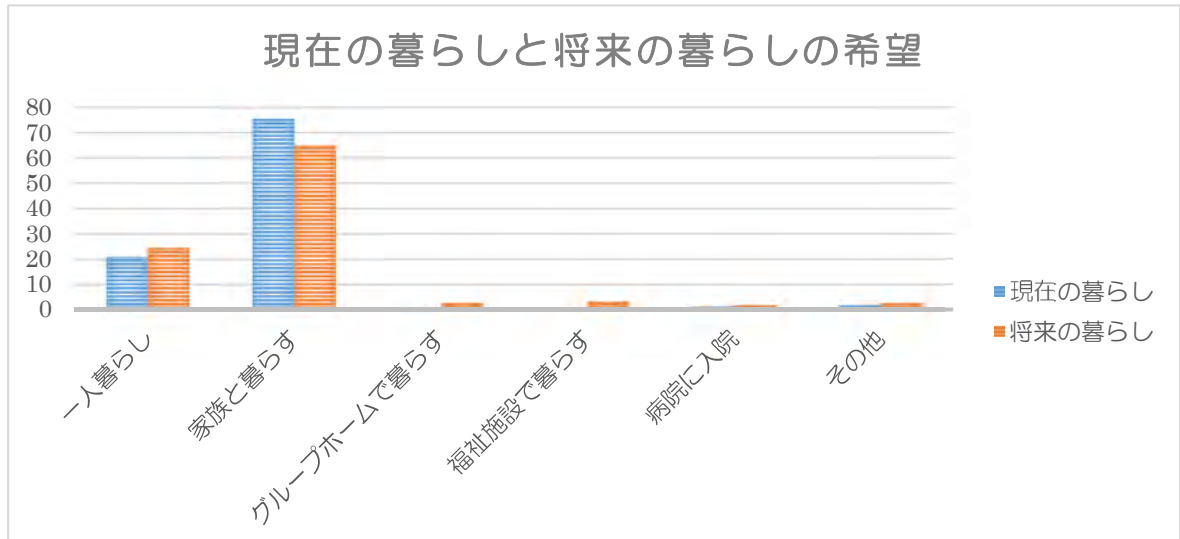
	回答者	度数	パーセント	有効パーセント
有効	本人	217	66.6	72.3
	本人の家族	79	24.2	26.3
	家族以外の介護者	3	0.9	1
	本人と家族	1	0.3	0.3
	合計	300	92	100
欠損値	システム欠損値	26	8	
合計		326	100	

障がい種別ごとの回答者では、本人が回答と答えたのは、身体障がい81.3%、知的障がい37.0%、精神障がい74.1%、難病69.2%、発達障がい0%、高次脳機能障がい30.8%と差があります。また合計の実数をみるとわかりますが、回答者の8割以上は、身体障がいです。

		本人	本人の家族	家族以外の介助者	本人と家族	合計
身体障がい	実数	183	40	1	1	225
	%	81.3%	17.8%	0.4%	0.4%	100.0%
知的障がい	実数	10	16	1	0	27
	%	37.0%	59.3%	3.7%	0.0%	100.0%
精神障がい	実数	20	6	1	0	27
	%	74.1%	22.2%	3.7%	0.0%	100.0%
難病	実数	18	7	0	1	26
	%	69.2%	26.9%	0.0%	3.8%	100.0%
発達障がい	実数	0	17	1	0	18
	%	0.0%	94.4%	5.6%	0.0%	100.0%
高次脳機能障がい	実数	4	8	0	1	13
	%	30.8%	61.5%	0.0%	7.7%	100.0%

2) 現在の暮らしと将来の暮らし

現在の暮らしでは、家族と暮らすが、75.5%であり、1人暮らしは21%です。将来の希望では、家族との暮らしが10%ほど減り、1人暮らし、グループホームや施設などの希望が増えます。



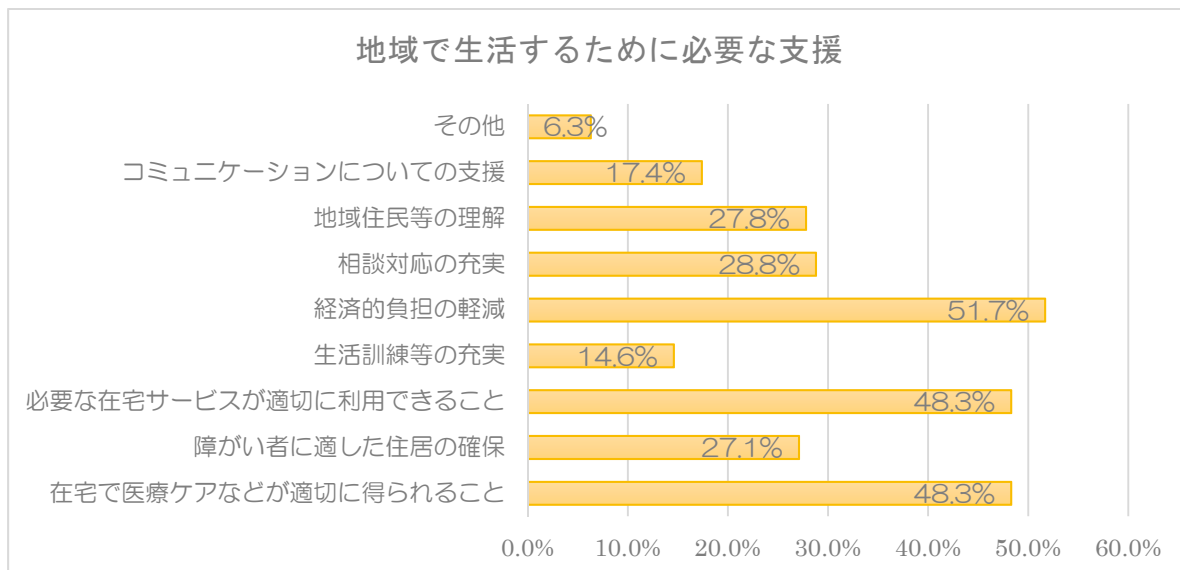
障がい別に現在の暮らしをみると、一人で暮らしているは精神障がい26.7%、身体障がい21.3%と多いです。あとは難病、知的障がい、高次脳機能障がい1割代で、グループホームや施設がゼロなのは、入所施設が少ないことが影響していると考えられます。

		現在の暮らし						合計
		一人で暮らす	家族と暮らす	グループホームで暮らす	福祉施設で暮らす	病院に入院	その他	
身体障がい	実数	51	185	0	0	1	2	239
	%	21.3%	77.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.8%	100.0%
知的障がい	実数	4	22	0	0	0	3	29
	%	13.8%	75.9%	0.0%	0.0%	0.0%	10.3%	100.0%
精神障がい	実数	8	18	0	0	3	1	30
	%	26.7%	60.0%	0.0%	0.0%	10.0%	3.3%	100.0%
難病	実数	4	22	0	0	0	2	28
	%	14.3%	78.6%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	100.0%
発達障がい	実数	0	17	0	0	0	2	19
	%	0.0%	89.5%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	100.0%
高次脳機能障がい	実数	2	13	0	0	0	0	15
	%	13.3%	86.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

		将来の暮らし						合計
		一人で暮らしたい	家族と暮らしたい	グループホームで暮らしたい	福祉施設で暮らしたい	病院で暮らしたい	その他	
身体障がい	実数	48	164	7	8	2	6	235
	%	20.4%	69.8%	3.0%	3.4%	0.9%	2.6%	100.0%
知的障がい	実数	8	17	2	1	0	0	28
	%	28.6%	60.7%	7.1%	3.6%	0.0%	0.0%	100.0%
精神障がい	実数	9	14	1	0	3	0	27
	%	33.3%	51.9%	3.7%	0.0%	11.1%	0.0%	100.0%
難病	実数	3	21	0	1	0	1	26
	%	11.5%	80.8%	0.0%	3.8%	0.0%	3.8%	100.0%
発達障がい	実数	6	10	0	1	0	0	17
	%	35.3%	58.8%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	100.0%
高次脳機能障がい	実数	1	10	0	0	0	1	12
	%	8.3%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	100.0%

3) 地域で生活するために必要な支援

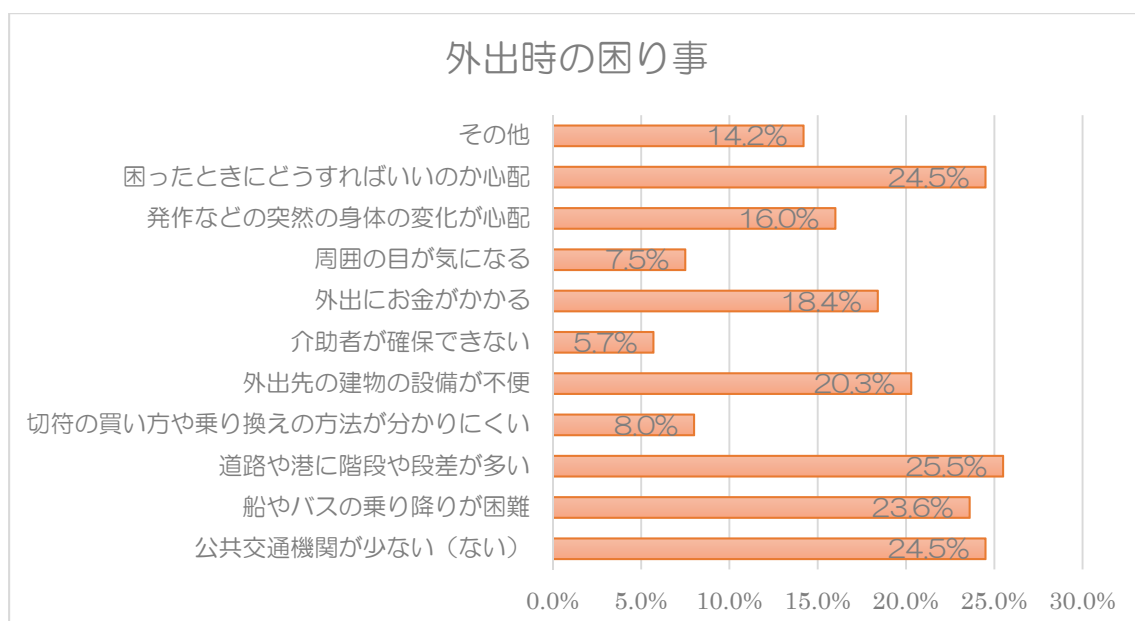
選択肢のうちでは、「経済的負担の軽減」が51.7%と最も高く、ついで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」と「必要な在宅サービスが適切に利用できること」がともに48.3%です。



障がいの種別では、知的障がいにおいては、「地域住民等の理解」が知的障がいで37.0%、発達障がいで55.6%と大変高くなっています。精神障がいにおいては「相談対応の充実」が44.4%です。難病においては、「経済的負担の軽減」と「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が60%を超えています。

4) 外出の困り事

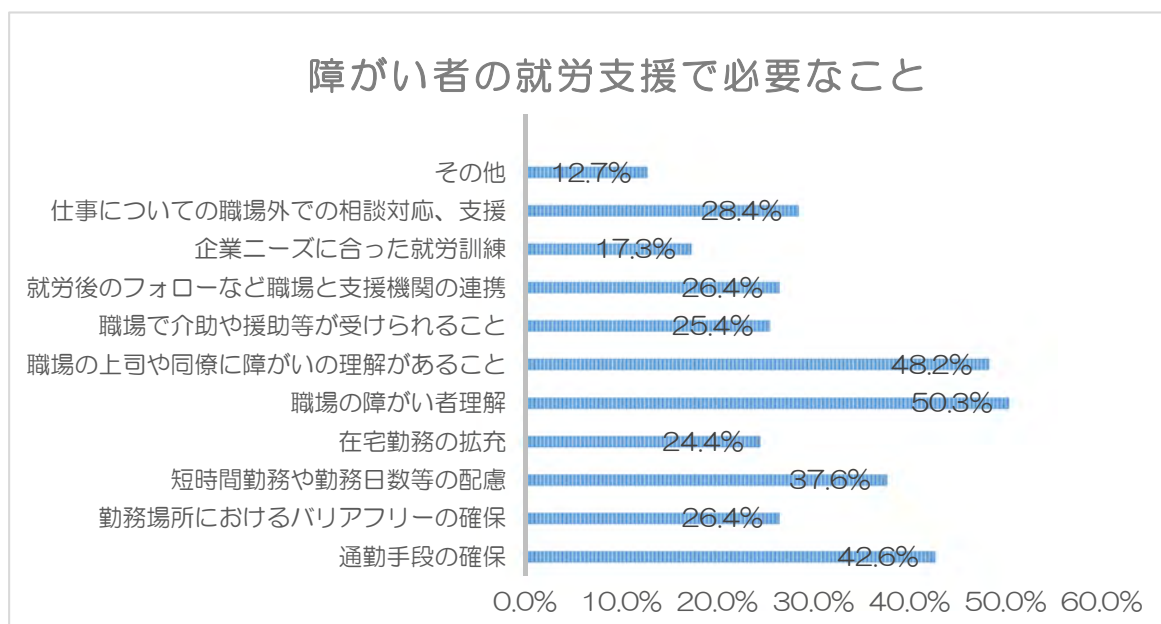
最も多いのは、「道路や港に階段や段差が多い」で25.5%です。「公共交通機関が少ない（ない）」と「困ったときにどうすればいいか心配」が24.5%、「船やバスの乗り降りが困難」が23.6%、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」が20.3%あります。



障がい別に困ることに違いがみられ、「困ったときにどうすればいいか心配」が、高次脳機能障がいでは72.7%、発達障がいも58.3%と高く、高次脳機能障がいでは、「切符の買い方や乗換の方法が分かりにくい」が45.5%、「公共交通機関が少ない(ない)」と「船やバスの乗り降りが困難」が36.4%と多くなっている。

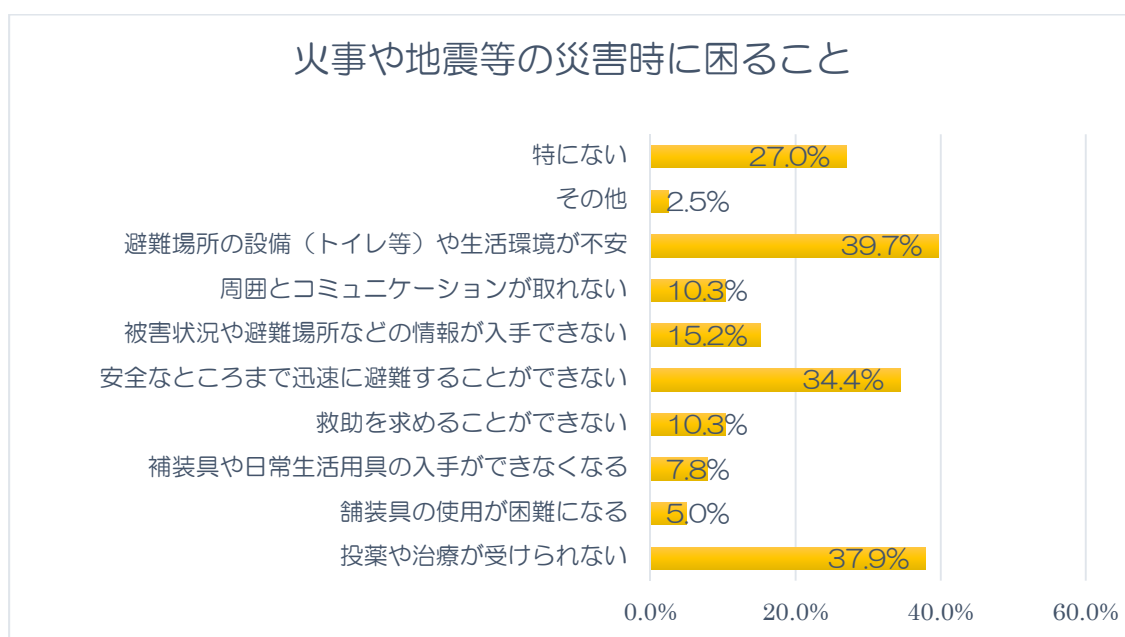
5) 障がい者の就労支援で必要なこと

就労支援で必要なこととしては、「職場の障がい者理解」50.3%、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」48.2%、「通勤手段の確保」42.6%が意見として多いものです。また「短時間勤務や勤務日数等の配慮」も37.6%と多いです。



6) 火事や地震等の災害時に困ること

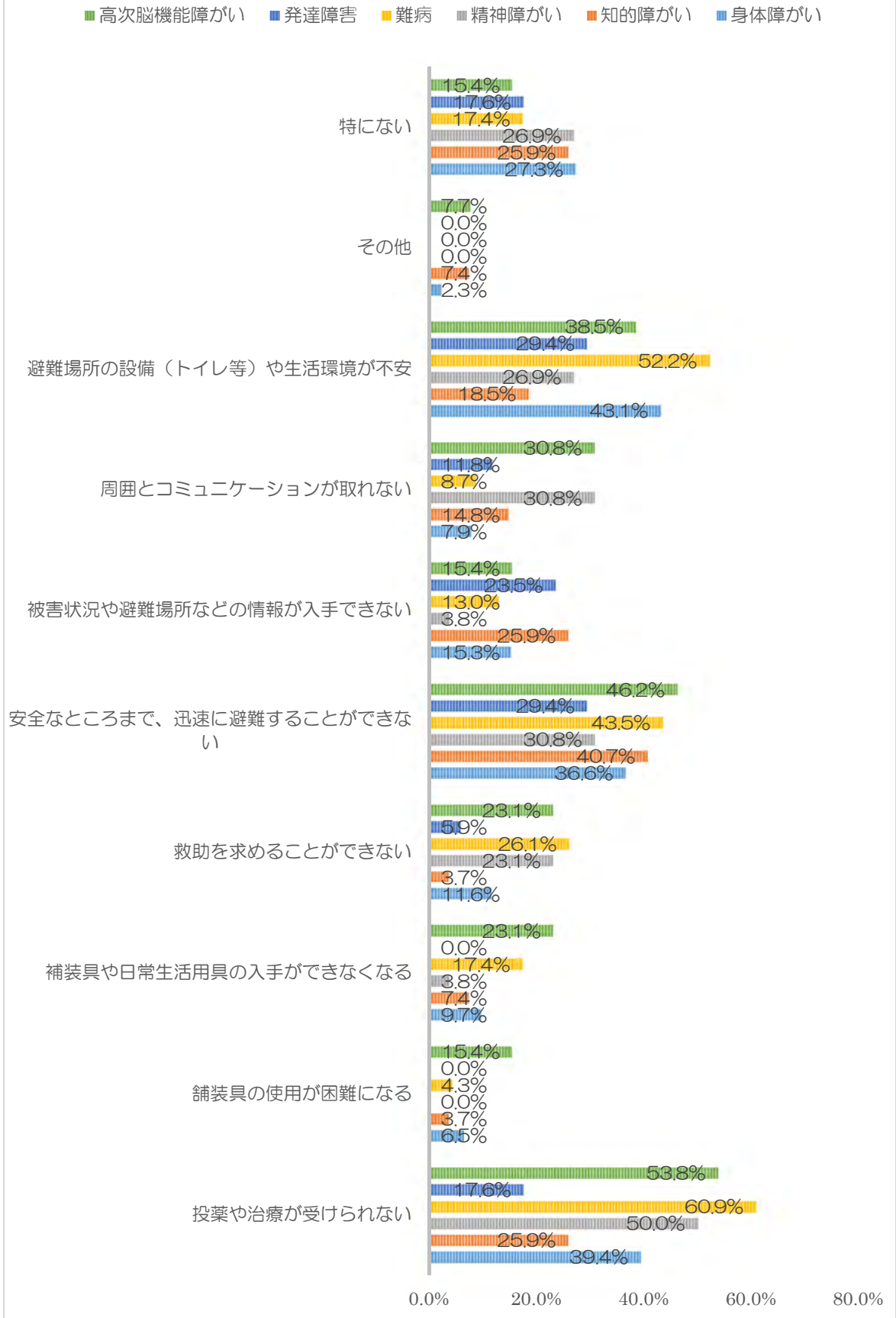
「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」39.7%、「投薬や治療が受けられない」37.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」34.4%が多いです。



ただ、災害時に困ることは障がいによっても異なります。「周囲とのコミュニケーションがとれない」を心配する回答は、発達障がいや高次脳機能障がいでは 30%を超える。「安全なところまで迅速に避難できない」も知的障がいや難病では 40%を超えている。「投薬や治療が受けられない」は、精神障がい、難病認定者、高次脳機能障がいでは、50~60%と高くなっている。



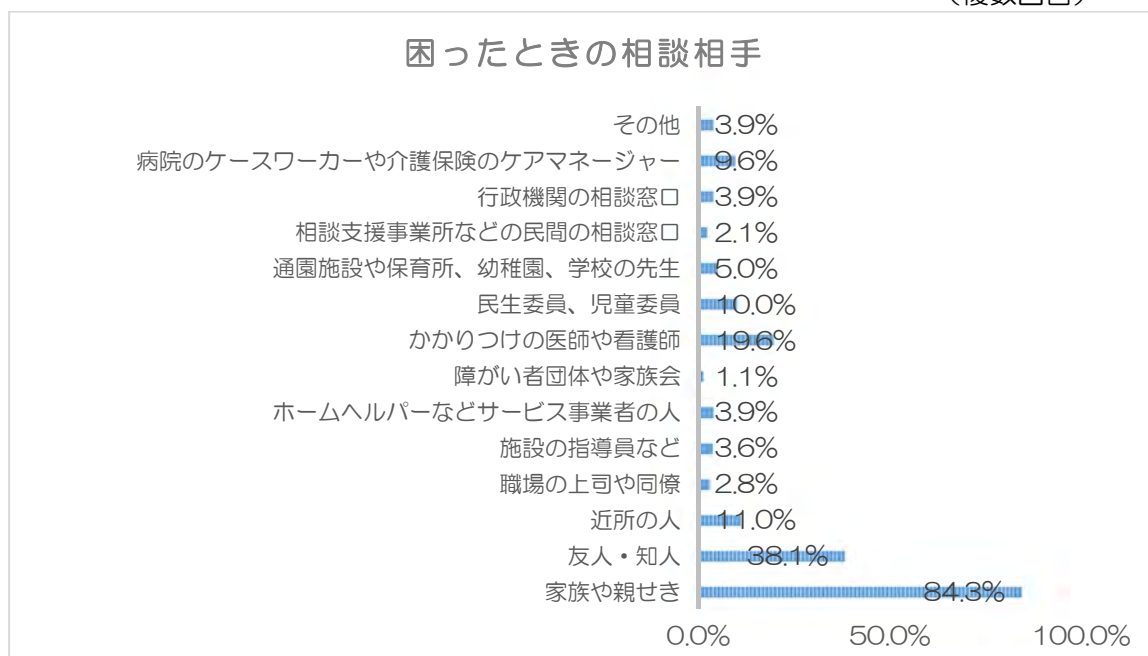
障がい別災害時に困ること



7) 困ったときの相談相手

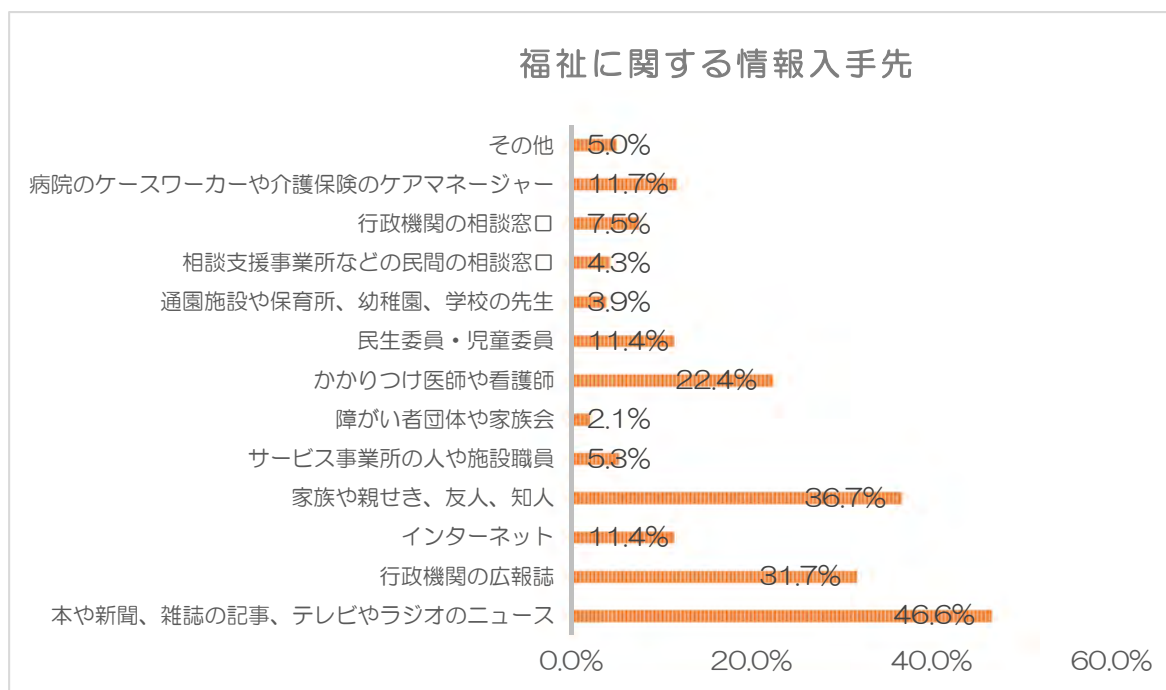
困った時の相談者では、家族や親せきなどが84.3%で圧倒的多数です。ついで友人・知人38.4%、その次がかかりつけの医師や看護師19.6%となっています。相談支援事業所2.1%、障がい者団体や家族会は1.1%に過ぎません。

(複数回答)



8) 福祉に関する情報

福祉に関する情報の入手先では、本や新聞等のメディアが46.6%と最も多く、ついで家族や親せき、友人、知人で36.7%です。その次が、かかりつけの医師や看護師です。障がい者団体や家族会は、2.1%と大変少ないです。



(2) 保護者アンケート調査結果

1) 子どもの年齢（問1）

子どもの年齢については、6～11歳（小学生）が65.5%で最も多く、12～14歳と15～18歳がともに10.3%、6歳未満が6.9%となっています。

子どもの年齢

		実数	%
子どもの年齢	6歳未満	2	6.9%
	6～11歳	19	65.5%
	12～14歳	3	10.3%
	15～18歳未満	3	10.3%
	19歳	1	3.4%
	複数	1	3.4%
	合計	29	100.0%

2) 子育て不安の相談先（問2）

「お子さんの子育てで、不安になったとき、誰に（どこに）相談しますか。（複数回答可）」という問では、「家族・親族」96.6%、「友人・知人」44.8%となっており、多くはインフォーマルな人間関係の中のようなのですが、「小中学校の支援学級」58.6%、「かかりつけの病院」31.0%などフォーマルな機関にも一定の言及があります。対象者が小中学生であることとも関係しているのでしょう。

不安なときの相談者

		実数	%
不安なときの相談者	家族・親族	28	96.6%
	友人・知人	13	44.8%
	かかりつけの病院	9	31.0%
	役所	4	13.8%
	幼稚園・保育園の先生	3	10.3%
	小・中学校の支援学級	17	58.6%
	その他	4	13.8%
	合計	29	100.0%

（その他の内容）学校の担任、仕事仲間、手あたり次第、就労支援施設のスタッフ

3) 子育てで早期に必要な支援（問3）

「お子さんの子育てで、早期に必要な支援を受けるために、必要なことは何を充実させることだと思いますか（複数回答可）」では「専門家による相談体制」71.4%、「関連するサービスの情報提供」46.4%などの要望が多く、ついで「電話・メールによる相談体制」28.6%、「乳幼児の健康診断」21.4%、「家庭訪問による相談や支援サービス」10.7%となっています。

子育てで早期に必要な支援

		実数	%
子育てに必要な支援	専門家による相談体制	20	71.4%
	乳児期の健康診断	6	21.4%
	電話・メールによる相談体制	8	28.6%
	関連するサービスの情報提供	13	46.4%
	家庭訪問による相談や支援サービス	3	10.7%
	特にない	1	3.6%
	その他	2	7.1%
	合計	28	100.0%

(その他の内容) 「屋久島の医療機関や縄文に専門スタッフを配置してほしい」「親の会」

4) 充実させるべき支援や教育 (問4)

「お子さんが受けている支援・教育等について、充実させるべきだと思うものは何ですか。就学前の場合は、就学後を想定してお答えください。(複数回答可)」という問では、「カウンセリングなどの心のサポート」46.4%、「会話やコミュニケーションに関する支援」42.9%「日常生活に関する支援」「言葉や読み書きに関する支援」39.3%、「学習支援」「教職員の理解・支援」32.1%が高いです。

充実させるべき支援や教育

		実数	%
子どもが受けている支援・教育で充実させるもの	会話やコミュニケーションに関する支援	12	42.9%
	日常生活に関する支援	11	39.3%
	言葉や読み書きに関する支援	11	39.3%
	保育園・認定こども園での受け入れ体制の充実	3	10.7%
	施設や職員・教諭のスキルアップ	7	25.0%
	医療的ケア児への支援	3	10.7%
	保護者への支援	6	21.4%
	費用の補助	6	21.4%
	学習指導	9	32.1%
	カウンセリングなど心のサポート	13	46.4%
	友人との関係づくり	11	39.3%
	教職員の理解・支援	9	32.1%
	就労に向けた支援	8	28.6%
	特にない	0	0.0%
	その他	2	7.1%
合計	28	100.0%	

(その他の内容) 「一時預かり、(医療面での心配がある子どもでも見ていただけるような、人材や場所。中学生から高校生までの若者で、学校に來れていない子の集まれる場が欲しい。)」

5) 子どもの将来の不安 (問5)

「お子さんの将来を考えて不安に思うことは何ですか。(複数回答可)」との問では、「進学・学校生活」53.6%、「学校・職場等の人間関係」46.4%、「就職・仕事」は重複して39.3%、将来学校を終えたら、就職をし、仕事をしてほしい、そしてそこでの人間関係がうまくいくか等の不安です。(なお、「就職・仕事」は重複して聞いています。)

子どもの将来の不安

		実数	%
子どもの将来の不安	生活費	7	25.0%
	病気や障害	2	7.1%
	介助してくれる人	3	10.7%
	親の高齢化	4	14.3%
	就職・仕事	11	39.3%
	就職・仕事	6	21.4%
	進学・学校生活	15	53.6%
	住宅・生活の場所	3	10.7%
	恋愛や結婚	4	14.3%
	災害・犯罪	5	17.9%
	話し相手	4	14.3%
	情報収集	3	10.7%
	学校・職場等の人間関係	13	46.4%
	家族や地域との関係	4	14.3%
	特に不安はない	1	3.6%
	わからない	2	7.1%
	その他	2	7.1%
	合計	28	100.0%

(その他の内容)「自分を傷つけたり、人を傷つけたりしないかという不安」「生活全般」

6) 子どものために必要な環境・支援 (問6)

「お子さんのために、どのような環境・支援が必要だと思いますか。(自由記述)」では、以下のように要約できます。

相談できる場所

子供が安心して相談できるサポートの場
相談できる場所、

専門家の配置

専門家による相談
専門家による知力、知能検査の実施と、診断書の発行を切に願います

専門家の配置、

子どもの状態に応じた少人数の場所

子供に応じた少人数の学童クラブがほしい
中学から高校の若者が少人数で集える場所

児童デイの費用負担と児童福祉サービスの不足、認知も足りない。

障がい者のための就職先

発達障害児サービスの充実と啓発

北部にも発達障害児のサービス施設がほしい
講演会(発達障害など)を定期的実施

発達障害のことをいろいろな人に知ってもらおう。(地域への啓発)

一人一人にあった支援

一対一での個別指導。
コミュニケーション。
個人個人への気づきと見守り、配慮が大事だ

日常生活が自分で行えるようになるためにを目標に、その子にあった支援

安心して預けられる場所

子供を安心して預けられる施設、ショートステイ
緊急時に預かってくれる場所

(3) 事業所アンケート調査結果

1) 事業所を利用している障がい者の種別(問1)

「障害福祉サービスの利用者についてお伺いします。貴事業所を利用している対象者の障がい種別をお答えください。(複数回答可)」と聞いています。

障がい種別では、身体障がい者85.7% (6)、知的障がい者85.7% (6)、精神障がい者71.4% (5)、難病患者57.1% (4)、障がいのある児童42.9% (3)です。

事業所を利用している障がい者の種別

障害種別	実数	%
身体障がい者	6	85.7%
知的障がい者	6	85.7%
精神障がい者	5	71.4%
難病患者	4	57.1%
障害のある児童	3	42.9%
その他	0	0.0%
合計	7	100.0%

2) 提供しているサービス(問2)

「貴事業所が提供しているサービスについてお答えください。(複数回答可)」の間では、提供しているサービスは、「訪問・通所系サービス」では「居宅介護」2箇所、「同行援護」1箇所、「児童発達障害」1箇所、「放課後等児童デイサービス」1箇所であり、「重度訪問介護」「短期入所」はゼロです。

訪問・通所系サービス

訪問・通所系サービス	実数	%
居宅介護	2	66.7%
重度訪問介護	0	0.0%
同行援護	1	33.3%
短期入所	0	0.0%
児童発達支援	1	33.3%
放課後等児童デイサービス	1	33.3%
その他	0	0.0%
合計	3	100.0%

日中活動系サービスでは、「生活介護」1箇所、「就労継続支援B型」1箇所、その他1箇所であり、その他のサービスはゼロになっています。

日中活動系サービス

日中活動系サービス	実数	%
生活介護	1	50.0%
療養介護(福祉)	0	0.0%
自立訓練	0	0.0%
就労移行支援	0	0.0%
就労継続支援(A型)	0	0.0%
就労継続支援(B型)	1	50.0%
その他	1	50.0%
合計	2	100.0%

居住系サービス

		実数	%
居住系サービス	共同生活援助	0	0.0%
	施設入所支援	0	0.0%
	その他	0	0.0%
	合計	0	0.0%

その他サービスとしては、「相談支援」2箇所、「日中一時支援」1箇所となっています。

その他のサービス

		実数	%
その他サービス	相談支援	2	66.7%
	日中一時支援	1	33.3%
	その他	0	0.0%
	合計	3	100.0%

3) 利用者からのサービスを望む声（問3）

「利用者からは、どのようなサービスを望む声が多いですか」という問いでは、回数を増やしたりや時間延長のような要望とともに、「墓参り」「温泉等」への希望などもあります。

- ・本人からの訴えはないが、家族より曜日を増やして欲しいとの要望があり、増やしたことがある（基準該当生活介護）
- ・現在の居宅介護利用者は2名。希望は調理、買い物が主。買い物は細かい指示があり、サービス（買い物）実施中に変更や追加の連絡が入ることも多い。
- ・移動支援（墓参り）、温泉等への希望があるが、サービス提供事業所がない
- ・家事支援、病院付き添い、外出支援
- ・通院や外出支援サービス
- ・一時的な預かり
- ・長めの預かり（5～6時間程度）
- ・より専門的なサポート（配置職員）
- ・共同生活援助を望む声は以前から多くあり、法人として対応することを計画している

4) サービス提供体制と職員配置（問4）

「現在のサービス提供体制について、職員の配置状況はどうですか。（1つ選択）」では、職員配置については、過剰は0、やや過剰は1、適当が1、やや不足0、不足3ということで全体の傾向としては不足が多い。

サービス連携体制での職員の配置状況

		実数	%
サービス提供体制での職員の配置状況	無回答	2	25.0%
	1 過剰	0	0.0%
	2 やや過剰	1	12.5%
	3 適当	1	12.5%
	3(生活介護)4(居宅介護)	1	12.5%
	4 やや不足	0	0.0%
	5 不足	3	37.5%
	合計	8	100.0%

5) 事業所運営の問題 (問5)

「事業所の運営に関する問題はどのようなことですか。(複数回答可)」との問いでは、事業所運営に関する問題として、回答した5事業所の中では、「人材確保」が4(80.0%)で最も多く、ついで「人材育成」3)60.0%となっている。また「労働条件の整備」「施設・設備の改善が困難」も2(40.0%)です。その他、「経営経費・活動資金不足」「報酬が労働条件にそぐわない」がそれぞれ1(20.0%)です。

事業所運営に関する問題

		実数	%
事業所運営に関する問題	人材確保	4	80.0%
	人材育成	3	60.0%
	労働条件の整備	2	40.0%
	経営経費・活動資金不足	1	20.0%
	施設・設備の改善が困難	2	40.0%
	報酬が労働条件にそぐわない	1	20.0%
	利用者の継続的な確保	0	0.0%
	特に問題なし	0	0.0%
	その他	0	0.0%
	合計	5	100.0%

6) 関係機関との連携状況 (問6)

「以下にある関係機関との連携状況はいかがですか。(それぞれ0-1つ)」との問いでは、(1事業所で2つの答えをしているところがあり合計は6ですが、回答数は7になっています。)相談支援事業所との連携は、「十分とれている」「まあとれている」が全体ほとんどの事業所でとれていますが、「障害福祉サービス事業所」と「医療機関」では、とれている、とれていないが半々程度です。

関係機関との連携状況

		実数	%
障害福祉サービス事業所	十分とれている	2	33.3%
	まあまあとれている	1	16.7%
	どちらとも言えない	1	16.7%
	あまりとれていない	1	16.7%
	全くとれていない	2	33.3%
	合計	6	100.0%
相談支援事業所	十分とれている	3	50.0%
	まあまあとれている	3	50.0%
	どちらとも言えない	1	16.7%
	あまりとれていない	0	0.0%
	全くとれていない	0	0.0%
	合計	6	100.0%
医療機関	十分とれている	1	16.7%
	まあまあとれている	2	33.3%
	どちらとも言えない	1	16.7%
	あまりとれていない	1	16.7%
	全くとれていない	2	33.3%
	合計	6	100.0%

7) 利用者にどのような環境・支援が必要か（問7）

「障がいのある方に対して、どのような環境・支援が必要だと思いますか。（自由記述）」という問いでは以下のようにまとめられます。

まとめ
<ul style="list-style-type: none">・ヘルパー資格取得のための研修・障害についての理解を深める機会・子供の成長に応じた車いす
<ul style="list-style-type: none">・共同生活援助・行政の理解を得ている事業所は利用者の表現を形にしている。・障がいへの偏見をなくす
<ul style="list-style-type: none">・仕事ができる環境・安心して生活が送れる環境
<ul style="list-style-type: none">・相談支援事業所の周知・障がい者が社会参加ができるような心理的社会的側面的支援の環境作り
分かりやすい情報提供
いきいきと安心して外に出られる支援



(4) 団体アンケート調査結果

1) 障がい種別 (問1)

福祉団体としては「精神障がい者」団体が最も多く、3団体(75.0%)について「身体障がい者」2団体、50.0%、その他、「知的障がい者」「障がいのある児童」「その他」が1つずつ、25.0%です。

障がい種別

		実数	%
障がい種別	身体障がい者	2	50.0%
	知的障がい者	1	25.0%
	精神障がい者	3	75.0%
	難病患者	0	0.0%
	障がいのある児童	1	25.0%
	その他	1	25.0%
	合計	4	100.0%

2) 会員数(問2)

会員数は、「屋久島手をつなぐ育成会」が11人、屋久島地区精神障がい者家族会が9人、屋久島町身体障害者福祉協議会50人です。

会員数

屋久島町手をつなぐ育成会	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障害のある児童	11人
屋久島地区精神障がい者家族会 (石楠花会)	精神障がい者	9人
屋久島町身体障害者福祉協議会	身体障がい者 難聴・内臓疾患	50人

3) 団体の活動目的 (問3) 複数回答

活動目的として示されているものとしては、「社会参加」「情報交換」が75.0%、「自立生活」「障がい者理解」50.0%、「文化活動」25.0%です。

団体の活動目的

		実数	%
団体の活動目的	自立生活	2	50.0%
	社会参加	3	75.0%
	障がい者理解	2	50.0%
	情報交換	3	75.0%
	文化活動	1	25.0%
	その他	0	0.0%
	合計	4	100.0%

4) 困っていること

活動する上で、困っていることの中では、「事業の企画」「後継者問題」が50.0%、「運営方法」「活動場所の確保」「会員の意識」「ネットワークづくり」「財政問題」「人材確保」「その他」が1箇所ずつ（25.0%）です。

活動する上での困り事

	実数	%
活動する上での困り事		
事業の企画	2	50.0%
運営方法	1	25.0%
活動場所の確保	1	25.0%
会員の意識	1	25.0%
後継者問題	2	50.0%
社会の理解不足	0	0.0%
ネットワークづくり	1	25.0%
財政問題	1	25.0%
人材確保	1	25.0%
その他	1	25.0%
合計	4	100.0%

5) 会員からサービスに望む声（問5）

「会員からのサービスに望む声」としては、「行事や交流、見学」は聞かれるものの、望む声がないというものも多いです。

- ・会員の集まる行事があるといいです（社会参加）、他の会員との交流、見学

<サービスを望む声はない>

- ・会員は自立しており、サービスの希望はありません（障がいの程度が2種の4～6級のため）
- ・現在の活動（デイケア的なもの）に満足できており、日頃のサービス利用とは違って、息抜きの場となっている。将来はグループホームなど必要になると思うが、当事者にはイメージできないようである。以上のように、会員（当事者）からは特にサービスを望む声は聞かれない。

6) 団体として力を入れたい活動（問6）

力を入れていきたい活動としては、学習活動や勉強会、会員増加、今の活動を続けていくなどです。

- ・いろいろな学習活動
- ・障がい者にとって必要な社会保障制度の勉強会
- ・会員が減少傾向にあるので、もっと増えるといいと思う
- ・全ての障がい者を対象に、グランドゴルフを行っているが、今後もこの活動は続けていきたい

7) 団体の活動上の問題点（問7）

「貴団体の活動に関する問題はどのようなことですか」という問では、多くが新しい会員が増えない点をあげています。

- ・当事者の方への会の認知・参加者の広報
- ・鹿児島で行われる福祉フェスタや、九州地区大会、合同大会にも出席したいが経済的に非常に厳しい状況。若い障がい者はうちの会員になってくれないので高齢化して困っている
- ・新しい会員が増えないこと。活動場所にトイレがないこと。
- ・全体的に年齢も上がり活動に支障がある。行事に参加できない人もおり、活動が停滞してしまう。

8) 障がいのある方への環境・支援(問8)

「障がいのある方に対して、どのような環境・支援が必要だと思いますか」という問は、以下のように要約できます。

要約	内容
共生社会	・健常者と障がい者が共存できる社会。
行政のより積極的介入	・行政ももっと力を入れ、活動に参加してもらえたらよい(運動会、ボランティア活動など)
いつでも集まれる居場所	・いつでも来ることができる場所(利便性の良いところ 例:バス停の近く)
相談するところの周知	・気軽に電話相談できるところ、相談先の周知(どこに相談して良いか)わからないという声をよく聴く。
特別視しない	・特別視をしない
内面的な障がいへの理解	・表面的に障がい者とわかる方は、それなりに理解もあるが、内面的な障がいのある方はその都度説明しなければ理解がないのは、若い人にとっては嫌な時もあるだろう。
少ない年金からの介護保険料が惹かれるのはきつい	夫婦二人とも障がい者でありながら、少ない年金から高い介護保険料が差し引かれているのは考えてもらいたい。いつまでも障がいを持ちながら働かなければならないのだろうか?



(5) ワークショップまとめ

「障がい福祉」の課題 KJ法を使ったワークショップ2020（令和2）年 10月 29日

屋久島町自立支援協議会のメンバーを中心に総勢 30 名が参加。今回のワークショップは、KJ法を使いながら、「介助者」「事業者」「行政」がそれぞれの立場で、障害者福祉、障害福祉サービスについて、感じている疑問や課題を提起していくことを主題としています。4グループに分かれて課題を検討しました。

当事者の介助者を中心とした A グループでは、「人材不足」「社会資源不足」「介護と福祉の連携」「障がい者雇用が少ない」「移動手段」の大テーマにまとめられましたが、例えば「介護と福祉の連携」のなかでは、「サービスの使いづらさ」「福祉サービスの勉強不足」とともに、「介護と福祉の違いがわからない」という小テーマが示されています。これは、65 歳以上の障がい者が一部、介護保険にサービスが切り替わる場合に伴う問題です。

Bグループでは、「障がい者（児）への支援」「障がい者理解」「生活」「まちづくり」の4つの大項目にまとめられます。どちらかと言えば、マクロな問題を中心とした意見集約のようで、「障がい者（児）への支援」は具体的なサービスについての問題ですが、「障がい者理解」は、偏見や無関心を指摘し、障がいについて学ぶ場を提案しています。「生活」は自立のための生活費等の問題、「まちづくり」では、居場所と移動手段の確保とそれを通した優しいまちづくり（バリアフリー）を提案しています。

Cグループは、「つながり」「動きやすさ」「幸福」の3つの大テーマにまとめています。「つながり」を導くのは、情報、教育、コミュニケーションであり、「動きやすさ」には室内の移動と、外部の交通移動とです。また「幸福」は生活と就労と、そして豊かさ（余暇活動等を含めた）によりつくられるという考えのようです。

Dグループでは「社会資源不足」「支援のあり方」「地域全体の意識向上」そして「特別支援教育の充実」の4つの大テーマから構成されます。一番意見が集中しているのは、「社会資源」であり、ここには、専門的な医療機関がない、療育施設・人材不足、福祉サービス事業所の不足、マンパワー不足など4つの小テーマが見られます。支援のあり方では、支援方法、支援者のスキルアップ、連携支援のあり方であり、支援を行うための方法論的な意見、そして、「地域全体の意識向上」では理解や情報提供に関する小テーマが見られます。

これらの4つのグループの提案は、重なり合ったり、補い合ったりしており、総合的に整理しなおすこともできるでしょうが、概ねアンケート調査の結果とも共通するテーマであると言えます。

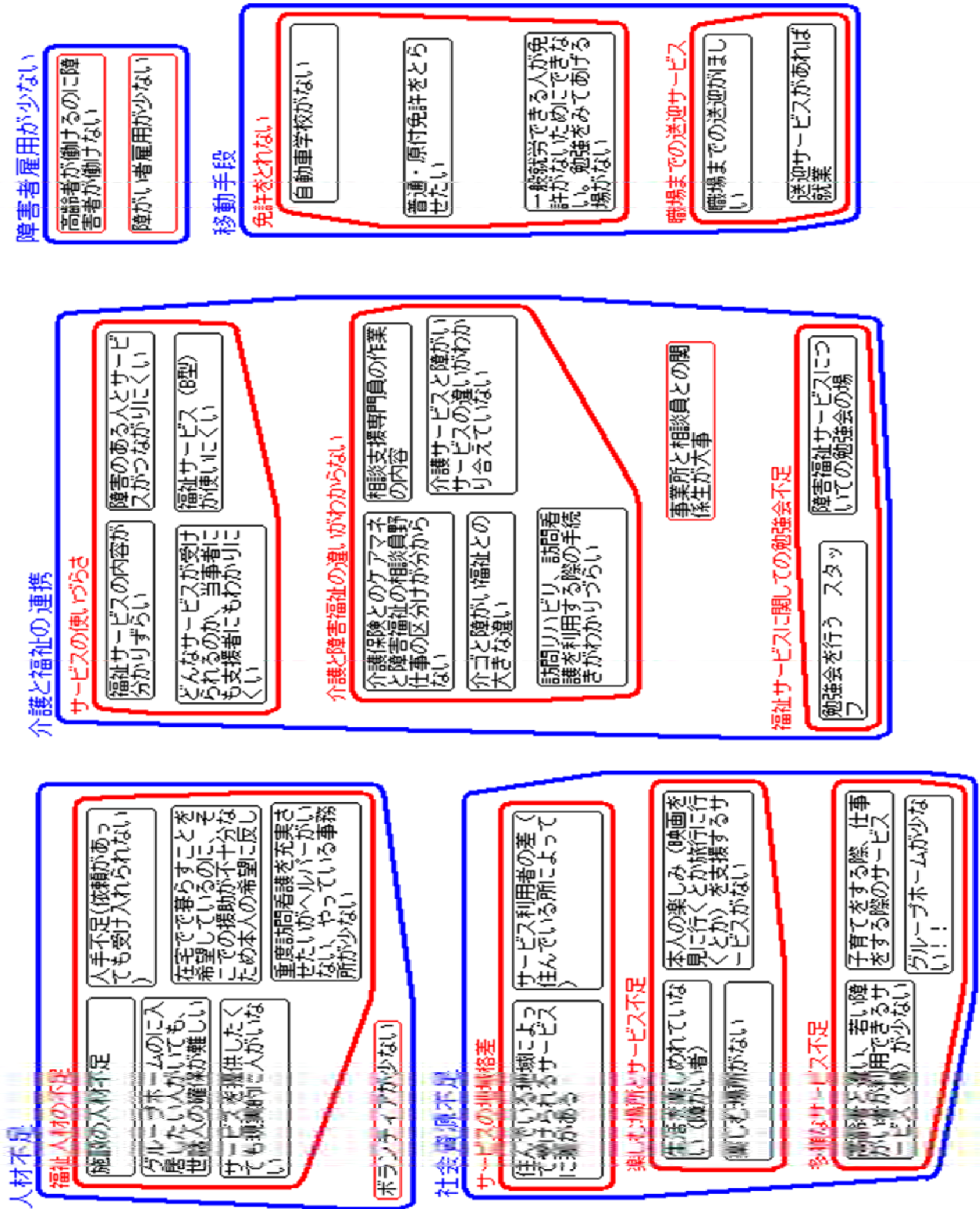
問題提起から問題解決へ

欲を言えば、こうした問題提起や分析から、具体的に問題解決を行うワークショップをもう一度やれるとよかったですでしょう。



「障がい者福祉」の課題 KJ法を使ったワークショップ

Aグループ



Aグループ

1 障がい者雇用が少ない

- (1) 高齢者が働けるのに障がい者が働けない
- (2) 障がい者雇用が少ない

2 人材不足

(1) 福祉人材の不足

- ① 施設の人材不足
- ② 人手不足(依頼があっても受け入れられない)
- ③ グループホームのに入居したい人がいても、世話人の確保が難しい
- ④ 在宅で暮らすことを希望しているのに、そこでの援助が不十分なため本人の希望に反してグループホーム入居となる
- ⑤ サービスを提供したくても現実的に人がいない
- ⑥ 重度訪問看護を充実させたいがヘルパーがいない、やっている事務所が少ない

(2) ボランティアが少ない

3 社会資源不足

(1) 多様なサービス不足

- ① 高齢者と違い、若い障がい者が利用できるサービス(場)が少ない
- ② 子育てをする際、仕事をする際のサービス
- ③ グループホームが少ない!!

(2) 楽しむ場所とサービス不足

- ① 生活を楽しめていない(障がい者)
- ② 本人の楽しみ(映画を見に行くとか旅行に行くとか)を支援するサービスがない
- ③ 楽しむ場所がない

(3) サービスの地域格差

- ① 住んでいる地域によって受けられるサービスに差がある
- ② サービス利用者の差(住んでいる所によって)

4 介護と福祉の連携

(1) 福祉サービスに関する勉強会不足

- ① 勉強会を行う スタッフ
- ② 障がい福祉サービスについての勉強会の場

(2) 介護と障がい福祉の違いがわからない

- ① 介護保険とのケアマネと障がい福祉の相談員の仕事の区分けがわからない
- ② 相談支援専門員の作業の内容
- ③ 介護と障がい福祉との大きな違い
- ④ 介護サービスと障がいサービスの違いがわかり合えていない
- ⑤ 訪問リハビリ、訪問看護を利用する際の手続きがわかりづらい

(3) サービスの使いづらさ

- ① 福祉サービスの内容が分かりづらい
- ② 障がいのある人とサービスがつながりにくい
- ③ どんなサービスが受けられるのか、当事者にも支援者にもわかりにくい
- ④ 福祉サービス(B型)が使いにくい

(4) 事業所と相談員との関係性が大事

5 移動手段

(1) 免許をとれない

- ① 自動車学校がない
- ② 一般就労できる人が免許がないためにできない。勉強をみてあげる場がない
- ③ 普通・原付免許をとらせたい

Bグループ

1 障がい者（児）への支援

(1) 障がい者家族への支援の在り方

- ① 表面上では気づかないような障がいを持っている人が多いことに最近気づいた
- ② 障がい者によってそれぞれだろうが積極的に地域に入り込む努力が必要では
- ③ 地域的に障がいや病気のことをまわりに話したがらないが、同じ立場の人と分かち合いたい要望がある
- ④ 障がい者に関わる人が甘やかすだけではダメだと思う
- ⑤ 障がい者の社会参加を促進する手法がみつけない
- ⑥ 精神的に障がいのある人の家族はそのことを隠したがっているようだ

(2) 足りないもの

- ① 問題を解決するすべ（経験値）
- ② 相談窓口の不足
- ③ サービス資源不足
- ④ どこまで生活の中に入りこんでいいのかわからない
- ⑤ ニーズを確認（サービス）
- ⑥ 障がい者に関わる人の苦勞を聞いてあげる活かせる場所が必要では

(3) 児童支援の充実

- ① 中学生になると不登校が増える気がする
- ② 発達障がい 発達支援 支援学級 支援につながりにくい

(4) 人材育成

- ① 一般就労 企業の理解 支援
- ② 専門的な資格・経験がある人が少ない
- ③ 信頼される人になるためには？
- ④ 福祉・介護すべてにおいて人材不足

2 生活

(1) 生活費の問題、自立のため

- ① 障がい者の労働対価 適正な報酬は？
- ② 年金などを家族や他の人が管理して、自由に使うことができない人がいる
- ③ 生活するための費用確保はどうなるか

3 障がい者理解

(1) 障がい者への偏見がある

- ① いじめられた過去や傷ついた経験のある人がいる
- ② はれものをさわるような関わりはよくないのでは
- ③ 特別視をしてしまう
- ④ 私達は知らず知らず無意識に障がい者をキズつけているのでは！

(2) 障がいの制度について無理解、無関心

- ① 現場で働いている人たちとそうでない人たちの理解度に大きな差がある
- ② 地域あるいは住民が障がいについて無知かな 自分も含めて
- ③ 制度について知らないことが多すぎる
- ④ 児童デイサービスとは
- ⑤ 色々な施設があっても理解できていない

(3) 障がいについて学ぶ場所

- ① 障がいについて学ぶ機会が欲しい
- ② 障がい者への理解する場をつくる（障がい者の発表する場）
- ③ 後見人利用（制度の把握）必要な人には説明を
- ④ 認知症は障がい者にならないのか？

4 まちづくり

(1) 居場所をつくる

- ① 簡単な作業ならできる人いるんじゃないか
認知症の人 要介護の人 本人の生きがい はりあいにもなる
- ② 親なきあと安心して自立して暮らせるよう
- ③ 子供の遊び場所が少ないので増やした方がいい
- ④ 気軽に集まれる場 若い人 外出しにくい方が出られる場

(2) 障がい者の移動手段の確保

- ① バス停が遠い為利用しにくい。フリー？できないか（どこでも乗降車）
- ② 公共交通機関が利用しにくい
- ③ 交通 外出支援
- ④ 交通機関を利用しにくい。 介護タクシー

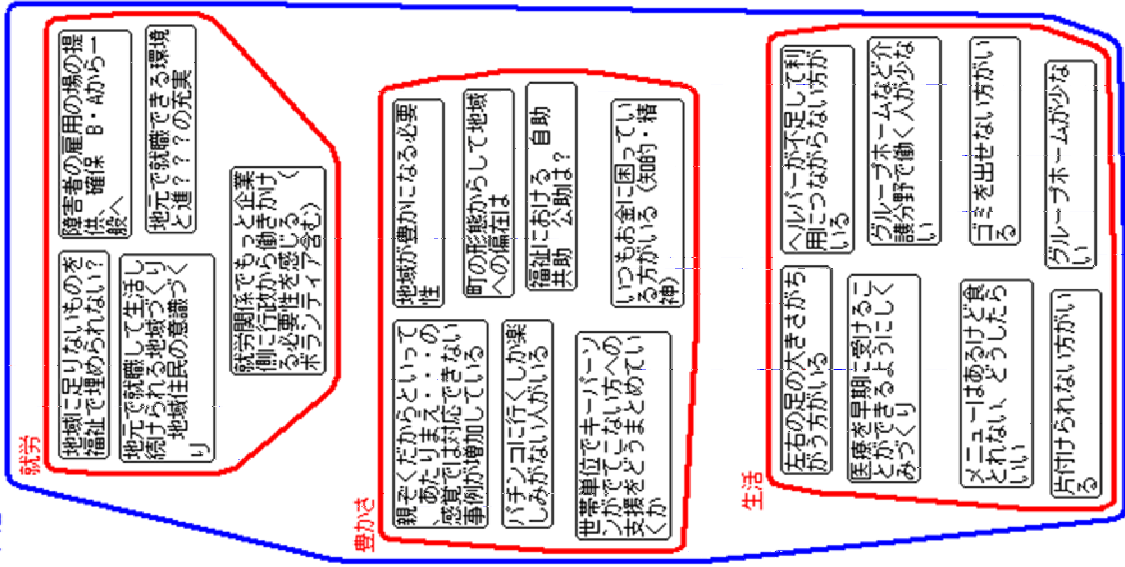
(3) 優しいまちづくりをめざす

- ① 障がい者・高齢者にやさしいまちづくり、道路など
- ② 歩道を整備して欲しい。 三角コーンがよく置いている
- ③ ガードレールが少ない
- ④ 公衆トイレを増やす
- ⑤ 企業の協力なり行政の力が必要なことが沢山あると思う
障がい者に優しい町づくりのためには
- ⑥ いたる所に段差がある
- ⑦ 屋久島町の街中で車イスで動いている人を見たことがない
- ⑧ 車イスで移動するには歩道がなかったり、幅が狭いところが多い。
拡張できないのか
- ⑨ グリーンベルトは無くてもいいと思う
- ⑩ 観光と福祉 障がい者にも優しい
- ⑪ 町営の障がい者住宅や高齢者住宅を作って欲しい
- ⑫ スーパーの入り口を平たんに 駐車場を広く
- ⑬ 街中で車イスを見ることのないのは、回りの人に奇異な目で見られるからだろうか

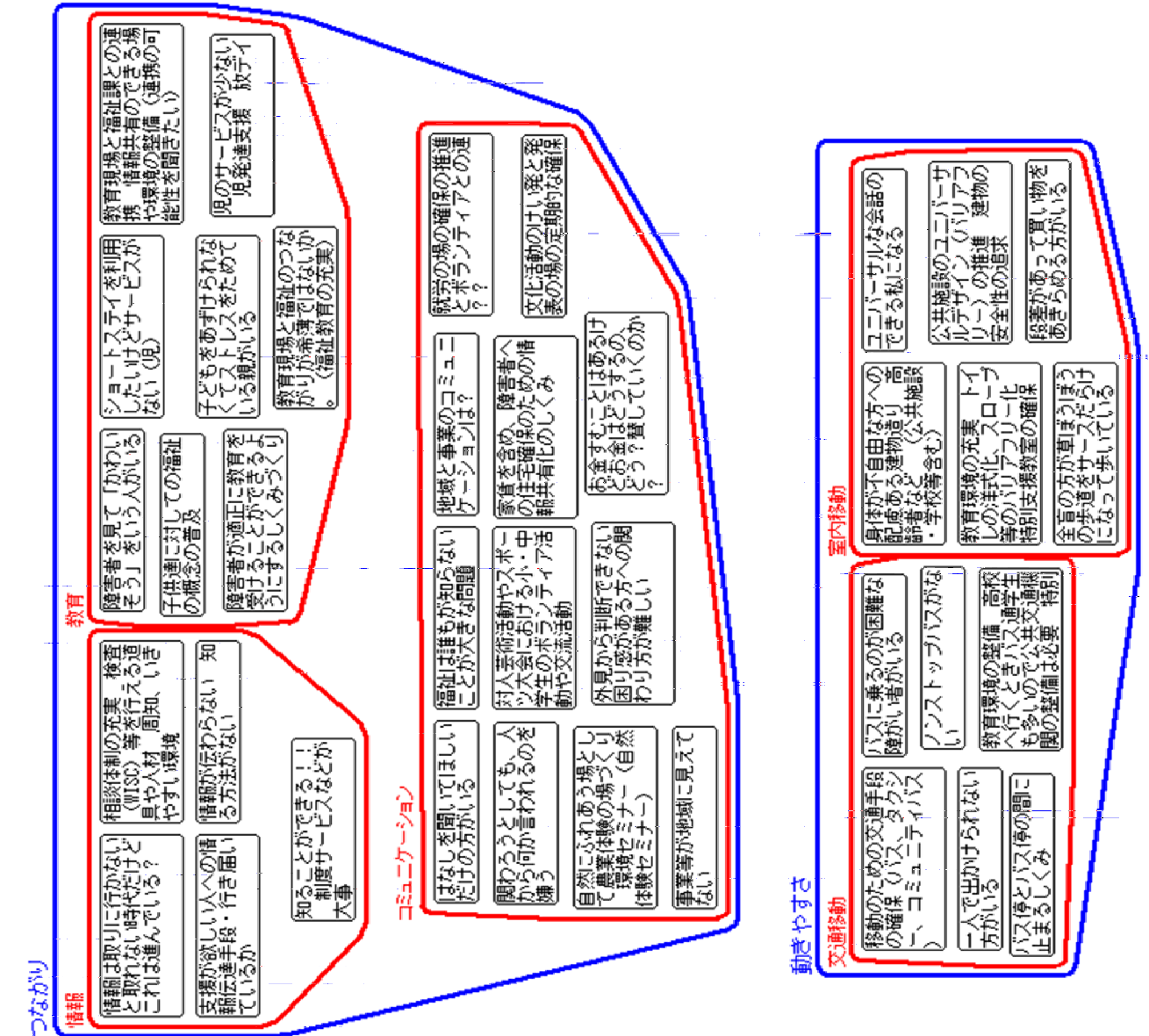


Cグループ

幸福



幸福



Cグループ

1 つながり

(1) 情報

- ① 情報は取りに行かないと取れない時代だけどこれは進んでいる？
- ② 相談体制の充実 検査（WISC）等を行える道具や人材 周知、いきやすい環境
- ③ 支援が欲しい人への情報伝達手段・行き届いているか
- ④ 情報が伝わらない 知る方法がない
- ⑤ 知ることができる！！ 制度サービスなどが大事

(2) コミュニケーション

- ① はなしを聞いてほしいだけの方がいる
- ② 福祉は誰もが知らないことが大きな問題
- ③ 地域と事業のコミュニケーションは？
- ④ 関わろうとしても、人から何か言われるのを嫌う
- ⑤ 対人芸術活動やスポーツ大会における小・中学生のボランティア活動や交流活動
- ⑥ 家賃を含め、障がい者への住宅確保のための情報共有化のしくみ
- ⑦ 自然にふれあう場として農業体験の場づくり 環境セミナー（自然体験セミナー）
- ⑧ 外見から判断できない困り感がある方への関わり方が難しい
- ⑨ 就労の場の確保の推進とボランティアとの連？？
- ⑩ 事業等が地域に見えてない
- ⑪ お金ですむことはあるけどお金はどうするの、どう？賛していくのか？
- ⑫ 文化活動のけい発と発表の場の定期的な確保

(3) 教育

- ① 障がい者を見て「かわいそう」をいう人がいる
- ② ショートステイを利用したいけどサービスがない（児）
- ③ 教育現場と福祉課との連携 情報共有のできる場や環境の整備（連携の可能性を聞きたい）
- ④ 子ども達に対しての福祉の概念の普及
- ⑤ 子どもをあずけられなくてストレスをためている親がいる
- ⑥ 児のサービスが少ない 児発達支援 放デイ
- ⑦ 障がい者が適正に教育を受けることができるようにするしくみづくり
- ⑧ 教育現場と福祉のつながりが希薄ではないか。（福祉教育の充実）

2 幸福

(1) 豊かさ

- ① 親族だからといって、あたりまえ・・・の感覚では対応できない事例が増加している
- ② 地域が豊かになる必要性
- ③ 町の形態からして地域への偏在は
- ④ パチンコに行くしか楽しみがない人がいる
- ⑤ 世帯単位でキーパーソンがでてこない方への支援をどうまとめていくか
- ⑥ 福祉における 自助 共助 公助は？
- ⑦ いつもお金に困っている方がいる（知的・精神）

(2) 生活

- ① 左右の足の大きさがちがう方がいる
- ② ヘルパーが不足して利用につながらない方がいる
- ③ グループホームが少ない
- ④ 医療を早期に受けることができるようにしくみづくり
- ⑤ グループホームなど介護分野で働く人が少ない

- ⑥ ゴミを出せない方がいる
- ⑦ メニューはあるけど食とれない、どうしたらいい
- ⑧ 片付けられない方がいる

(3) 就労

- ① 地域に足りないものを福祉で埋められない？
- ② 障がい者の雇用の場の提供、確保 B・Aから一般へ
- ③ 地元で就職して生活し続けられる地域づくり 地域住民の意識づくり
- ④ 地元で就職できる環境と進路指導の充実
- ⑤ 就労関係でもっと企業側に行政から働きかける必要性を感じる
(ボランティア含む)

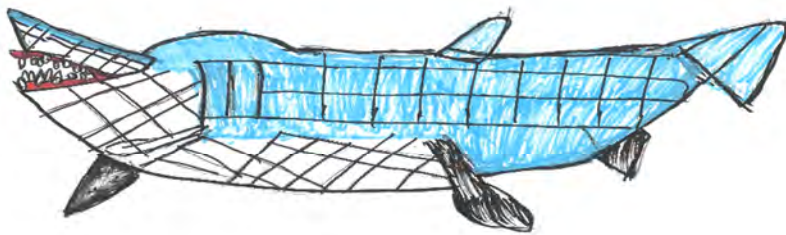
3 動きやすさ

(1) 交通移動

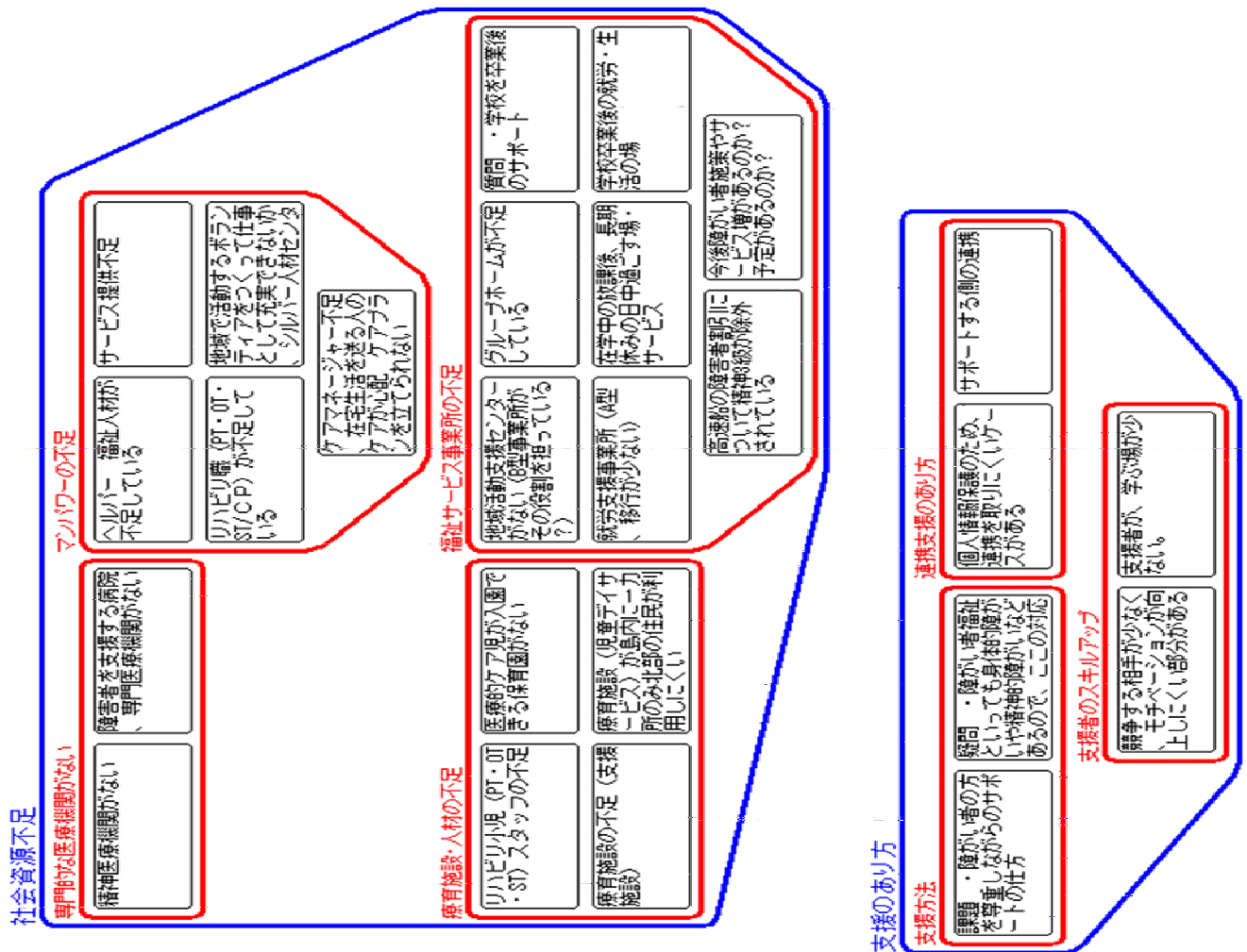
- ① 移動のための交通手段の確保 (バス、タクシー、コミュニティバス)
- ② バスに乗るのが困難な障がい者がいる
- ③ 一人で出かけられない方がいる
- ④ ステップバスがない
- ⑤ バス停とバス停の間に止まるしくみ
- ⑥ 教育環境の整備 高校へ行くときバス通学生も多いので公共交通機関の整備は必要 特別支援学級の開設

(2) 室内移動

- ① 身体が不自由な方への配慮ある建物造り 高齢者など (公共施設・学校等含む)
- ② ユニバーサルな会話のできる私になる
- ③ 教育環境の充実 トイレの洋式化、スロープ等のバリアフリー化 特別支援教室の確保
- ④ 公共施設のユニバーサルデザイン (バリアフリー) の推進 建物の安全性の追求
- ⑤ 全盲の方が草ぼうぼうの歩道をサースだらけになって歩いている
- ⑥ 段差があって買い物をあきらめる方がいる



Dグループ



Dグループ

1 特別支援教育の充実

- (1) 特別支援学級や子どもの数も増える傾向にあるが、具体的な対策がある?
- (2) 教育現場との (一般) 視点のズレの大きさ (特別支援に対する???)
- (3) 特別支援学級の先生が一人で抱え込まないよう中種子養護学校屋久島支援教室の先生とカンファレンスできる場がほしい

2 社会資源不足

(1) 福祉サービス事業所の不足

- ① 地域活動支援センターがない（B型事業所がその役割を担っている？）
- ② グループホームが不足している
- ③ 質問 ・学校を卒業後のサポート
- ④ 就労支援事業所（A型、移行が少ない）
- ⑤ 在学中の放課後、長期休みの日中過ごす場・サービス
- ⑥ 学校卒業後の就労・生活の場
- ⑦ 高速船の障がい者割引について精神3級が除外されている
- ⑧ 今後障がい者施策やサービス増があるのか？予定があるのか？

(2) 療育施設・人材の不足

- ① リハビリ小児（PT・OT・ST）スタッフの不足
- ② 医療的ケア児が入園できる保育園がない
- ③ 療育施設の不足（支援施設）
- ④ 療育施設（児童デイサービス）が島内に一カ所のみ北部の住民が利用しにくい

(3) マンパワーの不足

- ① ヘルパー 福祉人材が不足している
- ② サービス提供不足
- ③ リハビリ職（PT・OT・ST/CP）が不足している
- ④ 地域で活動するボランティアをつくって仕事として充実できないか
シルバー人材センター等
- ⑤ ケアマネージャー不足、在宅生活を送る人のケアが心配 ケアプランを立てられない

(4) 専門的な医療機関がない

- ① 精神医療機関がない
- ② 障がい者を支援する病院、専門医療機関がない

3 地域全体の意識向上

(1) 行政の福祉に対する姿勢（申請主義）

(2) 専門的な相談窓口の周知

- ① 相談支援センターの周知が不足している
- ② 親なき後の本人、家族支援
- ③ 生活するうえで相談して実行できる場所をつくる
- ④ 年金受給、手続きの相談

(3) 発生予防及び早期発見・早期治療

- ① 各種健診の受給率の向上

(4) 障がい者雇用への理解

- ① 民間企業の雇用を充実させる

4 支援のあり方

(1) 連携支援のあり方

- ① 個人情報保護のため、連携を取りにくいケースがある
- ② サポートする側の連携

(2) 支援者のスキルアップ

- ① 競争する相手が少なく、モチベーションが向上しにくい部分がある
- ② 支援者が、学ぶ場が少ない。

(3) 支援方法

- ① 課題 ・障がい者の方を尊重しながらのサポートの仕方
- ② 疑問 ・障がい者福祉といっても身体的障がいや精神的障がいなどあるので、この対応が必要

第2部
第2其月障害者言十画





第 1 章 障害者計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

障害者基本法第 1 条に規定されるように障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

この計画では、このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、町が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとしてします。

2 計画の視点

(1) 社会のバリアフリー化の推進

障がいの有無にかかわらず、町民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

また、ユニバーサルデザイン¹の観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進します。

(2) 利用者本位の支援

すべての障がい者が住み慣れた集落地域で自立できることを基本に、適切な支援を実施します。利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できる相談、利用援助等の体制づくりを推進します。

(3) 障がい者の特性を踏まえた施策の展開

障がい者一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障がいに応じたニーズを的確に把握するとともに、サービス事業者や民間企業、NPO、ボランティア、地域住民、関係団体等と連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切な支援施策が行えるよう体制を整えます。

また、利用者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談、利用援助などの体制を充実します。

(4) 総合的かつ効果的な施策の推進

計画の推進にあたっては、関係行政機関及び関係団体との密接な連携を図るとともに、障がい者施策の立案及び推進にあたっては、障がい者自身の意見を反映するよう努めます。国や県の施策との連携に努めるとともに、必要に応じ、計画の実現に向けた支援と協力を要請します。

¹ バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

第2章 施策の展開

(1) 基本的施策

計画の基本理念、視点、主要課題を踏まえ、以下の10分野を基本的施策とし、計画を推進します。

1 生活環境

誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。思いやりの心の醸成などソフト面と建物や道路など公共的施設等のバリアフリー化を促進し、障がい者が自分の意思で自由に行動し、参加できる安全で快適なバリアフリー空間の創出を図ります。

2 情報アクセシビリティ、意思疎通支援

障がい者も障がいのない人と同じように、ITの発達の成果を享受できる情報バリアフリー社会の実現に向けた施策を推進するほか、障がい特性に対応した情報提供の充実を図ります。

3 防災、防犯等

障がい者等を事故、犯罪、災害などから守るため、地域ぐるみの防犯、防災体制の整備や災害対策を推進します。

4 差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止生活支援

障がい者の自立した生活を支える体制の整備や障がい者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、在宅支援体制の充実に努めるとともに、町の関係団体、福祉サービス事業所と連携しながら、障がいに応じた施設による支援サービス体制の充実に努めます。

5 生活支援

障がい者の自立した生活を支える体制の整備や障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう、在宅支援体制の充実に努めるとともに、町の関係団体、福祉サービス事業所と連携しながら、障がいに応じた施設による支援サービス体制の充実に努めます。

6 保健・医療

障がい者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

障がい者の人権に配慮した適正な医療の確保に努めるとともに、疾病及び障がい者に対する正しい理解と知識の普及を図ります。

7 行政における配慮

障がい者が権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供、窓口などにおける障がい者への配慮の徹底等に努めます。

8 雇用・就業

障がい者の自立や社会参加の促進に向けて、それぞれの障がい者の適正に即した雇用機会の確保、並びに就職環境の整備を促進します。

障がい者の雇用を進めるにあたっては、事業主等の理解と協力が必要なため、障がい者の雇用についての一層の啓発活動に努めるとともに、各種雇用支援制度の活用や職業訓練の充実を推進します。

9 教育

関係機関が連携して障がいの早期発見・早期療育の推進を図ります。また、障がいのある子ども一人ひとりの特性やニーズに応じ、きめ細やかな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫して計画的に教育や療育が行えるよう、相談支援体制の充実に努めます。

10 文化芸術活動・スポーツ等

障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、町民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。



1 生活環境

■ ■ 現状と課題 ■ ■

障がい者が地域で安心して暮らすためには、住みやすい住宅の確保と、障がい者の日常生活や社会生活における自由な活動を制約している様々な障壁を取り除く（バリアフリー化）ことが重要です。そのために、ハード・ソフト両面からの促進と、障がい者が自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる心豊かで住みよい福祉のまちづくりを、町民と一体となって推進していく必要があります。

1 建築物等の整備

.....

(1) 公共施設におけるバリアフリー化の推進

公共建築物、道路、公園等のバリアフリー化を推進し、障がい者や高齢者を含むすべての町民が安心して住める生活環境の整備を町民と一体となって進めるとともに、障がい者用マップの作成に努めます。また、未実施の施設や地域については、関係機関と連携を図り、今後、必要性やニーズに基づき整備を検討します。

(2) 住宅環境の整備

障がい者の住宅需要を的確に把握し、構造・設備等に配慮します。また、既存の公営住宅については、障がい者の居住性向上のため、安全性の確保とバリアフリー化に取り組んでいきます。

2 移動・交通対策の推進

.....

(1) 道路環境の整備

障がい者が安全に歩行できる歩行空間の確保に努め、障がい者用マップ等を利用し、快適な日常生活を営むとともに、積極的な社会参加が出来るまちづくりを進めます。

障がいのある人が運転しやすい道路交通環境の整備を促進します。

(2) 移動支援事業

障がい者であって、町が外出時に支援が必要と認められた方に対し、地域生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

2 情報アクセシビリティ

■ ■ 現状と課題 ■ ■

IT（情報通信技術）の発達は、障がい者の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに大きく寄与することが期待されています。

しかしながら、障がい者にとっては、その障がいゆえに様々な情報通信手段を利用する機会や情報通信技術を習得する機会が十分でなく、大きな情報格差（デジタル・ディバイド²）が生じています。このため、障がい者がITの利用や習得する機会の確保に努めるなど、情報格差の解消を図る必要があります。

また、視覚障がい者や聴覚障がい者などコミュニケーションの方法に制約を受ける障がい者に対して、十分なコミュニケーション手段を確保するなど、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実が求められます。

1 情報アクセシビリティの向上

.....

町ホームページにおいて、文字拡大機能や音声読み上げ機能などのウェブアクセシビリティ³の向上に向け取組みを促進し、情報バリアフリー化に努めます。

2 情報提供の充実

.....

視覚障がい者の点訳・朗読、聴覚障がい者の手話通訳など、奉仕員を養成し、障がいの特性に配慮した情報の提供に努めます。

3 コミュニケーション支援の充実

.....

コミュニケーション支援を必要とする視覚・聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記奉仕者等の派遣体制の充実を図るとともに、音声・言語機能障がいのある人のコミュニケーションを確保するための日常生活用具の利用を促進します。

² パソコンやインターネットなどの情報通信技術を使う者と、使わない者との間に生じる社会的・経済的格差のこと。

³ 障がいの有無や年齢などの条件に関係なく、だれもが同じようにインターネット上で提供される情報を利用できること。また、ウェブページに対するアクセスと利用のしやすさの度合いをいう。

3 防災・防犯等

■ ■ 現状と課題 ■ ■

障がい者が地域社会で安心して生活できるよう、災害に強い地域づくりを推進し、災害発生時における障がい特性に応じた適切な支援が出来るような取組を推進します。また、障がい者を犯罪被害や消費者被害等から守るための取組も推進します。

1 防災・防犯体制の充実

.....

(1) 防災対策の推進

障がい者が地域社会において安心して暮らし、緊急時における心身の危険を回避するため、消防機関と密な連携をとり、緊急通報体制の整備や自主防災組織等による協力体制の確立および障がい者の介助体制の確立を図っていきます。

また、災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、地域の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。

(2) 災害弱者を取り巻く防災教育の推進

防火知識の向上と災害時の的確な対応を図るため、障がい者のいる家庭や施設職員の関係者に対する、防火教育・訓練に取り組んでいきます。

(3) 防犯対策の推進

警察、地域の福祉関係団体、福祉施設、行政等の多様な主体の連携を促進し、犯罪被害や消費者トラブル等の防止と早期発見に努めます。



4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

■ ■ 現状と課題 ■ ■

社会のあらゆる場面において障がい者を理由とする差別の解消を進めるため、関係機関等の連携を図りつつ、障害者差別解消法及び「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の一層の浸透に向けた取組を実施することと、障害者虐待防止法の適正な運用で、障がい者虐待を防止し、権利擁護の取組に努めます。

1 権利擁護の推進・虐待の防止

.....

(1) 関係機関との連携

障がい者虐待防止センターや鹿児島地方法務局人権擁護課、鹿児島労働局等との連携を図りながら、障がい者への虐待防止に努めるとともに、障害サービス事業者等に対し、権利擁護に関する研修を実施するよう努めます。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

障がいのある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例に基づき、一人ひとりの人格と個性が尊重される町づくりを推進します。

5 生活支援

■ ■ 現状と課題 ■ ■

障がい者が自立した生活を営むために、国・地方自治体・地域における様々な支援体制が必要です。特に、施設に入所している障がい者が地域に移り住むための支援体制は、重要な課題となっています。障がい者は心身の状態により、食事、排泄、入浴、服薬、外出等様々な生活支援を必要としています。障がい者の生活を支えているのは、高齢化など様々な困難を抱えている家族が担っている状況にあります。このため、地域全体で障がい者や家族を支援する体制の充実が課題となっています。この課題を達成するために、町、障がい者団体、社会福祉協議会、民間福祉事業者、ボランティア団体や地域住民等が連携しながら、それぞれの機能に応じて役割を分担して、地域で障がい者の生活を支えることが出来る体制の整備・充実が必要です。

1 相談支援体制の整備

.....

障がい者が安心して相談できる体制の充実に努めます。

- 相談者の総合的な相談に応じる障害者相談支援事業体制の充実
- 相談窓口の周知と利用の促進

- 権利擁護の促進
- 相談員の養成と専門機関との連携強化

2 在宅支援の充実

.....

(1) 在宅サービス等の充実

障がい者のニーズ及び実態に応じて、日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

また、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。

(2) 児童デイサービス事業の充実

心身の発達について支援を必要とする児童及びその保護者のために、児童デイサービスの療育機能を強化し、障がい児等の保護者などからの相談、関係機関との連携強化、日常生活動作や運動機能の訓練、集団生活への適応訓練など児童の心身の状況に応じたケースマネジメントを、幼児期から学齢終了時まで一貫した療育体制の整備に努めます。

(3) 福祉用具の給付等

障がい者の自立した生活を支援するために、身体的機能を補助し、身の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具、在宅の重度障がい者の日常生活の便宜を図る日常生活用具の給付等を行います。

3 施設による支援の充実

.....

(1) 障がい者の福祉施設等の整備

在宅生活を支援する生活訓練施設、就労移行支援、就労継続支援施設は民間活力を活用しながら充実に努めます。

(2) 生活の場の確保

障がい者が住み慣れた地域での生活を続けられるよう、障がい者の生活の場として、関係団体と連携しながら既存建物活用を視野に入れ、民間活力による居住場所の確保に努めます。

- グループホーム、ケアホームの設置

(3) 福祉施設における地域住民等との交流

福祉施設と地域の結びつきを緊密なものとするため、地域住民等との活発な交流を促進します。

- 保健センター等における地域住民等との交流

6 保健・医療

■ ■ 現状と課題 ■ ■

障がいの原因となる疾病等の予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診査等による疾病の早期発見、早期治療・療育、三次予防としての医学的リハビリテーションを充実する必要があります。

また、障がい者の高齢化が進む中で生活習慣病予防等の健康増進施策や介護予防施策の充実など、障がいの特性やライフステージに応じた適切な治療や指導、情報提供等が求められています。

精神障がいについては、社会生活からのストレスなどが原因となっていることが多く見られ、身体だけでなく心の健康づくりも大きな課題となっています。

1 障がいの発生予防及び早期発見・早期治療

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。

また、乳幼児期の不慮の事故を防止するために、乳幼児健康診査や子育て教室等の機会・広報等を利用して、不慮の事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策について家族等に普及啓発を行います。

障がいの原因となる疾病等の早期発見のため、学校における健康診断等の適切な実施に努めます。

後遺症として肢体不自由、視覚障がい及び様々な内部障がい⁴をきたす脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、職域及び地域における健康診査等の適切な実施、疾病等に関する健康相談等の提供機会の充実を促進します。

(2) 障がいの原因となる疾病等の治療

地域における医療機関等との連携を図り、適切な治療が受けられるよう働きかけていきます。

2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

(1) 障がいに対する医療・医学的リハビリテーション充実

身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう医療機関等の連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

⁴身体障害の一類型で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、肝臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、後天性免疫不全症候群がその障害範囲。

(2) 障がいに対する保健サービス提供体制の充実

障がい者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスとの連携を強化し、保健サービス提供体制の充実を図ります。

3 精神保健・医療施策の推進

(1) こころの健康づくり

各年代における日常の生活様式や習慣を重視し、ライフステージや家庭・学校・職場・地域といったそれぞれの生活の場における心の健康について、正しい知識の普及啓発と、周囲のサポート体制の充実に努めます。

(2) 精神障がい者の社会復帰の促進

長期入院が多いなど、精神障がい者の地域生活を支える体制が不十分であることから、在宅福祉サービスを充実することにより、入院医療中心から地域生活中心への移行を支援します。

また、精神障がい者に対する地域社会の差別や偏見をなくすための啓発活動を推進するとともに、障がい者やその家族の多様なニーズに対応できる相談支援体制の構築に努めます。

7 行政における配慮

■ ■ 現状と課題 ■ ■

障がい者が権利を行使できるよう、選挙において必要な整備や障がい特性に応じた合理的配慮が必要です。可能なものは積極的に導入するなどの配慮に努めます。また、窓口などにおける障がい者への配慮を徹底するように、職員の障がい者に関する理解促進に努めます。

(1) 選挙における配慮

投票所のバリアフリー化など、障害のある人に配慮した選挙・投票を促進します。

(2) 行政機関における配慮及び障がい者理解の促進

行政機関の事務・事業の実施に当たり、障害者差別解消法及び差別解消条例に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去に必要なかつ合理的な配慮を行います。

(3) 団体の広報・啓発

障がい者関係団体がこれまで以上に、活動を広げ、相談等の機能も担っていけるように、これまで以上の地域等への広報・啓発を支援します。

8 雇用・就業

■ ■ 現状と課題 ■ ■

障がい者がその適性と能力に応じて就職し、社会経済活動に参加することは、障がい者が社会的に自立するとともに、生きがいのある生活を送るうえで、重要な意義を持っています。このため、一般就労はもとより、福祉的就労も含めたあらゆる機会を通じた職域の拡大や多様な就労の場を確保することが重要です。

1 一般就労への移行支援

.....

(1) 一般就労への移行支援

くまげ障害者就業・生活支援センターや鹿児島障害者職業センター等の関係機関と連携を図り、障がい者の一般就労を支援します。

(2) 一般就労を希望する障がい者への支援体制の検討

一般就労を希望する障がい者の意向や、その人の障害特性や得意分野などを十分に把握した上で、企業等への働きかけや問い合せ、さらには面接補助を行うなど、障がい者と企業等との仲介により就業を支援する体制作りについて検討していきます。

2 雇用の促進

.....

(1) 職場環境の改善

段差の解消など建物や設備をバリアフリー化し、障がい者が働きやすい職場環境とするよう事業者に対して働きかけ、職場環境の改善に努めます。

(2) 障がい者雇用率制度の活用

障がい者雇用率制度⁵は、障がい者の雇用促進策の根幹であることから、企業等に対して障がい者の雇用を拡大するよう働きかけます。

(3) 公的機関における障害者雇用の促進

役場関係課、関係機関及び社会福祉法人などに働きかけを行い、役場をはじめ公共施設や福祉施設などにおける障がい者の雇用を促進します。

(4) 雇用の場における障がい者の人権の擁護

企業等において雇用差別など障がいを理由とした人権の侵害を受けることがないように、関係機関と連携・協力し、啓発・広報、相談体制の充実に努めます。

⁵ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主に対し、法定雇用率に相当する数以上の障がい者の雇用を義務付けている制度。

3 福祉的就労の場の整備

(1) 就労継続支援事業（雇用型）

下記の①～③の方に対し、事業所との雇用系契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった方に対し、一般就労に向けた支援を行います。

- ①就労移行支援事業を利用しても企業等の雇用に結びつかなかった方。
- ②盲・ろう・養護学校卒業後就職活動を行っても、企業等の雇用に結びつかなかった方。
- ③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方で、65歳未満の障がい者。

(2) 就労継続支援事業（非雇用型）

下記の①～③の方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行います。

- ①企業等や就労継続支援（雇用型）での就労経験を持つものの、年齢や体力の面で雇用されるのが困難となった方。
- ②就労移行支援事業を利用しても企業等や就労継続支援（雇用型）の雇用に結びつかなかった方。
- ③以上に該当しないものの50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援（雇用型）の利用が困難とされた方。

9 教育・保育・療育

■ ■ 現状と課題 ■ ■

障がいのある子どもの障がいの重度化を防ぐためには、早期発見から円滑に療育につなげていくことが重要です。そのため、近年の障害の重度・重複化や多様化の状況も踏まえ、障がいの種類や程度等に応じた、乳幼児期から一貫した教育や療育を行うとともに、障がいのある子どもやその保護者に対する相談支援の体制整備が必要です。

学校教育においては、特別支援教育に移行する中で、障がいのある子どもが地域の中で自分らしく生活していけるよう、一人ひとりの個性を尊重し、それぞれのニーズを的確に把握するとともに、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる教育環境の一層の充実が求められます。

1 相談体制の充実

(1) 障がい児保育の充実

障がいを有する乳幼児の保護者が希望する地域の保育所へ入所できるよう受け入れ体制の整備に努めます。

関係機関が連携して障がいの早期発見、早期療育の推進を図り、障がい児一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細やかな教育や療育が行えるよう支援体制の強化に努めます。

また、発達障がいの特徴や支援方法について理解を深めるとともに、発達障がい児に対する支援体制について関係機関との連携のもと強化に努めます。

(2) 障がい児就学相談の充実

障がいを克服・改善するための療育相談や指導方法、就学等について相談に応じるため、教育委員会、児童相談所など県の機関との連携を密にし、教育相談・就学相談の実施を検討します。

(3) 就学相談や指導体制の充実

障がい者一人ひとりの能力・適性について児童相談所などの専門的機関による検討結果に基づき、教育委員会をはじめとする関係機関との連携を図りながら療育指導や適正な就学指導の体制を構築します。また、通常の学級に在席する軽度の障がい児に対する教育を進めるため、「通級指導教室⁶⁾」について研究し、その活用に努めます。

学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を推進するため、障がいのある子どもや保護者に対する入学時から卒業まで一貫した効果的な支援体制の充実に努めます。

2 教育環境の充実

.....

(1) 障がい児を理解する教育の推進

障がい児と健常児が共に活動できる機会を充実させ、相互理解を深めるとともに、将来地域社会で協力し合えるようボランティア活動を推進し、特別支援学校などとの交流も図り、地域の小中学校と交流教育・交流活動を推進します。

障がいのある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、「特別支援教育」や卒業後の円滑な就労支援を目的とし、一人ひとりのニーズに応じた職業教育や進路指導の充実に努めます。

(2) 肢体不自由児の受入れ

肢体に障がいのある児童生徒を、教育委員会と連携を密にして積極的に学校に受け入れる体制の整備を図ります。

(3) 施設のバリアフリー化の推進

教育療育施設において、施設のバリアフリー化と整備の充実に努めます。障がいのある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加え、情報機関等学習を支援する機関・設備等の整備を推進します。

(4) 指導力の向上

ASD（自閉スペクトラム症）⁷⁾、ADHD（注意欠如/多動症）⁸⁾、LD（学習障害）⁹⁾などの障がいについて教育的支援を行うなど、一人ひとりの教育・療育のニーズに応じた指導力の向上を図るため、研修会や講習会の開催を支援します。

⁶⁾ 小・中学校に在籍している軽度障がい児に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を特別な指導の場で行う特別支援教育。

⁷⁾ Autism Spectrum Disorder：自閉症、広汎性発達障がい、アスペルガー症候群等の総称。

⁸⁾ Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder：注意欠如/多動症：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業に支障をきたすもの。

⁹⁾ Learning Disabilities：学習障害：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指すもの。

10 文化芸術活動・スポーツ等

■ ■ 現状と課題 ■ ■

障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、市民の障がい者への理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進を図るよう努めます。

スポーツ大会等に参加することで、障がい者の体力維持・増進を図り、交流や余暇の充実へと繋げることが必要です。

1 文化芸術活動やスポーツ等の振興

.....

(1) 地域交流の推進

障がい者と健常者との“心のふれあい”を通して、障がい者に対する正しい理解を深めるとともに、学習機会の充実に努め、障がい者の積極的な社会参加を促します。

(2) 障がい者スポーツ教室や文化祭等の開催

障がいの程度に応じた多様なスポーツ教室や芸術・文化祭等の開催を通じて、障がい者の文化芸術活動、スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行う文化芸術活動、スポーツ等に関する取組を支援し、障がい者の心身のリフレッシュや社会参加の促進を図ります。

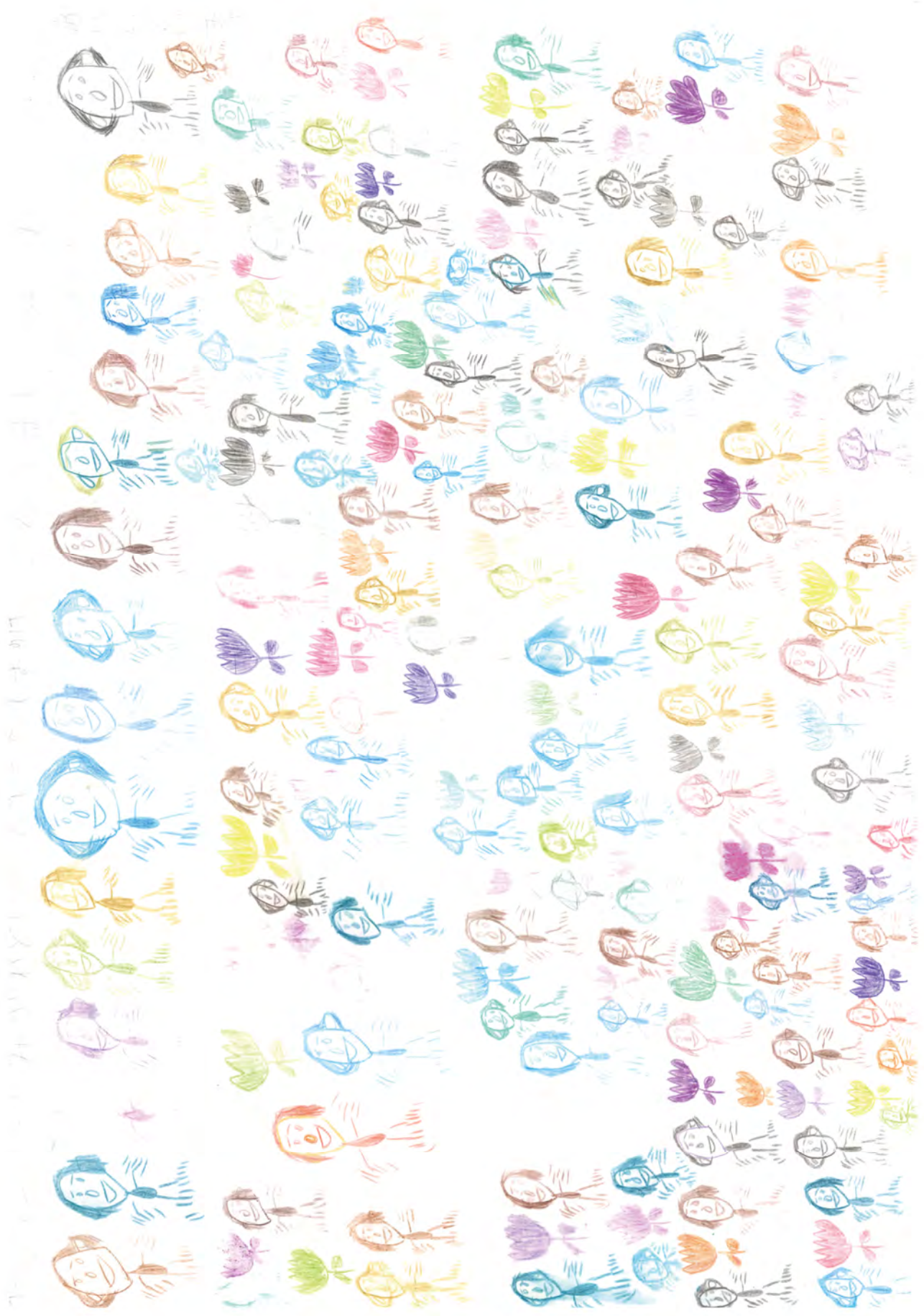


第3部

第6其月障害福祉計画

第2其月障害児福祉計画





第1章 国の基本方針の見直しに係る目標の設定

国の基本理念

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障がい福祉人材の確保
- ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

国の基本指針（令和2年厚生労働省告示第213号）では、令和5年までの障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標が示されました。第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、国の定める基本指針において示された目標を踏まえ、以下に掲げる事項について成果目標を設定しました。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行促進

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（施設入所者）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者数の数値目標を設定します。

項目	目標値等	備考
施設入所支援から地域生活への移行者数	2人（6.0%）	目標年度：令和5年 令和2年度末時点の入所者数： 33人
施設入所者の削減人数	2人（6.0%）	

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を成果目標としたことを踏まえ、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

項目	目標値等	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置する	目標年度：令和5年度

3 地域生活支援拠点等の整備

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）を整備します。整備された際は年1回の運用状況の検証・検討をします。

項目	目標値等	備考
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	目標年度：令和5年度

4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業者ごとの利用人数について目標値を設定します。また、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の就労定着支援事業を利用するよう促します。

項目	目標値等	備考
一般就労への移行者数	1人	目標年度：令和5年度
就労移行支援事業の利用者数	3人	
就労継続支援A型事業	4人	
就労継続支援B型事業	70人	

5 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携して提供する体制を構築します。

項目	目標値等	備考
児童発達支援センターとの連携強化体制の整備	1箇所	目標年度：令和5年度
特別支援学級（聴覚障害）との連携強化体制の整備		
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置		

6 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施、相談支援体制の充実・強化に努めます。

項目	備考
総合的・専門的な相談支援の実施体制の確保（市町村・圏域）	目標年度：令和5年度

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
障がいサービスに係る研修参加や、関係機関等との支援体制の充実・強化に努めます。

項目	備考
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	目標年度：令和5年度



第2章 第5期障害福祉計画期間における計画値及び実績値

1 成果目標の進捗

成果目標	計画値			実績値		
	H30	H31	R2	H30	H31	R2
(1) 福祉施設から地域生活への移行						
①地域生活移行者(単位:人)	2	2	2	0	0	0
②入所者の削減見込(単位:人)	2	2	2	0	0	0
(2) 地域生活支援拠点等の整備						
①地域生活支援拠点の数(単位:か所)	1			0		
(3) 福祉施設から一般就労への移行等						
①就労移行者数(単位:人)	1	1	1	0	0	0
②就労移行支援事業の利用者数(単位:人)	8	8	8	6	2	0
③就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合(単位:%)	0	0	0	0	0	0

※令和2年は実績見込(令和2年11月現在)

2 指定障がい福祉サービス等の実績

成果目標	単位	計画値			実績値		
		H30	H31	R2	H30	H31	R2
(1) 訪問系サービス							
居宅介護	時間	170	190	210	169	193	80
	人	14	15	16	14	16	9
重度訪問介護	時間	220	225	230	109	0	0
	人	2	2	2	1	0	0
同行援護	時間	10	10	10	10	10	5
	人	2	2	2	2	2	1
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	890	910	930	893	960	881
	人	44	45	46	46	46	44
自立訓練(機能訓練)	人日	60	60	60	0	8	4
	人	3	3	3	0	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日	40	40	40	38	42	8
	人	8	8	8	5	5	1
就労移行支援	人日	130	135	140	64	4	10
	人	7	8	8	6	2	4
就労継続支援(A型)	人日	45	68	90	48	53	10
	人	2	3	4	3	3	2
就労継続支援(B型)	人日	767	779	791	841	1,108	618
	人	44	45	46	58	77	80
就労定着支援		0	0	0	0	0	0

	療養介護	人	7	7	7	7	7	7
	短期入所（福祉型）	人日	48	48	48	9	14	3
		人	8	8	8	3	6	2
	短期入所（医療型）	人日	0	0	0	0	0	0
人		0	0	0	0	0	0	
（3）居住系サービス								
	自立生活援助	人	1	1	1	0	0	0
	共同生活援助	人	50	55	60	55	63	62
	施設入所支援	人	29	28	27	31	36	35
（4）相談支援								
	計画相談支援	人	20	20	20	31	33	28
	地域移行支援	人	2	2	2	0	0	0
	地域定着支援	人	2	2	2	0	0	0
（5）障がい児通所支援								
	児童発達支援	時間	80	80	80	74	74	87
		人	20	20	20	24	17	15
	放課後等デイサービス	時間	17	17	17	29	19	88
		人	6	6	6	11	12	15
	保育所等訪問支援	時間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	医療型児童発達支援	時間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0	0	0
	医療型児童発達支援	時間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0	0	0
（6）障がい児相談支援								
	障がい児相談支援	人	6	6	6	3	3	6

※令和 2 年は 4 月から 12 月国保連受付分実績

第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における

各サービスの見込量

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者の見込量を算出しました。算出にあたっては、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画における実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

各サービスの利用対象を以下のマークで表記しています

身 …身体障がい者	知 …知的障がい者	精 …精神障がい者
発 …発達支援障がい者	難 …難病	児 …障がい児

1 障がい福祉サービスの見込量

障害者総合支援法に基づく訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援について、実施に関する考え方及び見込量を定めます。

①訪問系サービス

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間※1	300	340	380
	人※2	18	20	22

※1 月間のサービス提供時間／※2 月間の利用人数

サービス種別	概要
居宅介護 身 知 精 発 難	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事の支援等を行います。
重度訪問介護 身 知 精 発 難	重度の肢体不自由者又は知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護が必要な人への自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護 身	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護 知 精 発	自己判断能力が制限されている人への危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援 身 知 精	特に介護が必要な人への居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

②日中活動系サービス

身 知 精 究 難

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日 ^{※1}	850	870	890
	人 ^{※2}	50	51	52
自立訓練（機能訓練）	人日	40	60	80
	人	2	3	4
自立訓練（生活訓練）	人日	40	50	60
	人	6	7	8
就労移行支援	人日	90	100	110
	人	6	7	8
就労継続支援（A型）	人日	40	60	80
	人	2	3	4
就労継続支援（B型）	人日	1000	1010	1020
	人	80	82	84
就労定着支援	人	0	0	0
療養介護	人	7	7	7
短期入所（福祉型）	人日	35	35	35
	人	5	5	5
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

※1 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※2 月間の利用人数

サービス種別	概要
生活介護	常時介護が必要な人への昼間の入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、リハビリテーションや地域生活を営む能力の向上を目的に必要な訓練等を行います。（障がい種別による利用制限なし）
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、入浴、排せつ及び食事等に関する日常生活能力を向上するための支援等を行います。（障がい種別による利用制限なし）
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障がい者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。
就労継続支援（B型）	雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
短期入所（福祉型）	日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）の施設での入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 ※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます
短期入所（医療型）	

③居住系サービス **身 知 精 発 難**

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人※1	1	1	1
共同生活援助	人	55	60	65
施設入所支援	人	40	45	45

※1 月間の利用人数

サービス種別	概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していたり、精神科病院等に入院していたりする人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。 ※グループホーム事業者自らが行う介護サービス包括型と、外部の居宅介護事業所に委託する外部サービス利用型とに分類されます
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

④相談支援 **身 知 精 発 難 児**

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人※1	395	400	405
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

※1 月間の利用人数

サービス種別	概要
計画相談支援	<p><サービス利用支援> 障がい福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。</p> <p><継続サービス利用支援> サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。</p>
地域移行支援	施設や精神科病院、保護施設、矯正施設に入所、入院されている方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

⑤発達障がい者に対する支援

身 知 精 発 難 児

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやプログラム等の受講者数	人※1	30	30	30
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0

⑥精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

身 知 精 発 難 児

種 別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の回数	回	1	2	2
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	人	15	15	15
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	人	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	人	1	1	1
精神障害者の自立生活援助	人	1	1	1

⑦相談支援体制の充実・強化のための取組

身 知 精 発 難 児

種 別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	市町村	0	0	0
地域の相談支援体制の強化	地域相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	0
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	0
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	0	0

⑧障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

身 知 精 発 難 児

種 別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各研修の活用	件	0	0	0
障害者自立支援審査払システムによる審査結果の共有	件	0	0	0

⑨整備見込量（定員数）

身 知 精 発

種 別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	10	10	10

⑩障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた必要な見込量

児

種 別	見込み量 人	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	5	7	9	11
認定こども園	10	12	14	16
放課後等児童健全育成事業	5	7	9	11

2 障がい児福祉サービスの見込量

児童福祉法に基づくサービス、相談支援について実施に関する考え方及び見込量を定めます。

①障がい児通所支援 **児**

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日※1	40	45	50
	人※2	13	15	17
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	30	35	40
	人	15	17	19
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0

※1 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※2 月間の利用人数

②障害児相談支援 **児**

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人※1	20	25	30

※1 月間の利用人数

③医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 **児**

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置人数	人	0	0	1

サービス種別	概要
児童発達支援	障がいのある未就学児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由で、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要である児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに身体の状態により治療も行います。
放課後等デイサービス	障がいのある就学児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを定期的に訪問し、障がいのある児童や保育所のスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいのある児童等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対し、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	障がいのある児童が障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。



第4章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

地域生活支援事業について、各事業の実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策について定めます。

市町村地域生活支援事業

必須事業

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業
 - 1) 障害者相談支援事業
 - 2) 基幹相談支援センター等機能強化事業
 - 3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧手話奉仕員養成研修事業
- ⑨移動支援事業
- ⑩地域活動支援センター機能強化事業

任意事業

- ①日常生活支援
 - 1) 福祉ホームの運営
 - 2) 訪問入浴サービス
 - 3) 生活訓練等
 - 4) 日中一時支援
 - 5) 地域移行のための安心生活支援
 - 6) 巡回支援専門員整備
 - 7) 相談支援事業所等（地域援助事業者における退院支援体制確保
- ②社会参加支援
 - 1) スポーツ・レクリエーション教室開催等
 - 2) 文化芸術活動振興
 - 3) 点字・声の広報等発行
 - 4) 奉仕員養成研修
 - 5) 自動車運転免許取得・改造助成
- ③権利擁護支援
 - 1) 成年後見制度普及啓発
 - 2) 障害者虐待防止対策支援
- ④就業・就労支援
 - 1) 盲人ホームの運営
 - 2) 更生訓練費給付
 - 3) 知的障害者職親委託
- ⑤その他
障害支援区分認定等事務

1 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、市町村が実施する地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

障がい者週間について町の広報紙やホームページに掲載する等、理解促進・啓発を行います。

②自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

障がい者団体に委託し、ボランティアの実習や地域のニーズに応じた各種ボランティア活動を行います。また、精神障がい者への社会的理解の啓発及び社会復帰を図るため、家族会等が実施する交流会、研修、講座、相談対応及びボランティア活動などの事業に対し、助成します。

③相談支援事業

ア 障がい者相談支援事業

障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供をはじめ、助言、障害福祉サービスの利用支援、当事者相談（ピアカウンセリング）等の必要な支援を行います。事業の実施にあたっては、相談支援事業の実績があり、短期入所等を実施している社会福祉法人と協定を結び、地域の包括的な相談支援を担えるよう、連携を図るとともに、緊急時に適切な対応が取れるよう体制を確保します。

イ 基幹相談支援センター機能強化事業

障がい者及び障がい児のための総合的な相談業務をワンストップで行い、障害者虐待防止センターとしての役割も備える障害者基幹相談支援センターを運営します。

ウ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望している障がい者等を対象に、入居契約手続き、関係機関との連絡・調整等の支援を行います。

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業※ ¹	実施の有無	1	1	1
住宅入居等支援事業※ ² (居住サポート事業)	実施の有無	0	0	0

※¹ 相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

※² 公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に際して申し立てに要する費用や後見人等の報酬を助成する事業です。

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。事業の実施にあたっては、関係機関等と連携して取組を進めるとともに、パンフレット配布等により、制度周知と利用促進に努めます。

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年※ ¹	0	1	1

※¹ 実利用見込み者数

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及び法人後見の活動が円滑に行われるような支援を行います。

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	0	1	1

⑥意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

実施にあたっては専門的技能を有する事業者や障がい者団体等への委託により、利用者の要望に対応します。

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者設置事業	人/年	0	1	1
手話通訳者派遣事業	派遣件数/年	0	12	12
要約筆記者派遣事業	派遣件数/年	0	12	12

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
日常生活用具給付等事業	件/年	75	80	85	
(内訳)	介護・訓練支援用具	件/年	1	1	2
	自立生活支援用具	件/年	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件/年	4	5	5
	情報・意思疎通支援用具	件/年	8	9	10
	排泄管理支援用具	件/年	60	62	65
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	1	1

サービス種別	給付等の対象となる主な日常生活用具等
日常生活用具給付等事業	
介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・入浴担架・移動用リフト・特殊尿器など
自立生活支援用具	入浴補助用具・特殊便器・T字状・棒状のつえ・電磁調理器・自動消火器 など
在宅療養等支援用具	透析液加温器・吸入器・酸素ポンプ運搬車・盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置・点字ディスプレイ・点字タイプライター・点字図書・盲人用時計 など
排泄管理支援用具	ストマ装具・紙おむつ・収尿器 など
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取り付け、段差の解消などの改修費と、これに付帯して必要な住宅の改修費

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

関係団体に委託し、手話講習会を実施します。事業の実施にあたっては、町の広報紙やホームページで講習会の周知に努めるとともに、より効果的な養成が行えるよう、関係団体と連携を図りながら事業を実施します。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年※ 1	0	0	0

※1 実養成講習修了見込み者数

⑨移動支援事業

移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うものです。一人で外出するのが困難な障がい者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

障がい者等の社会参加と自立を促進するため、障がい福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護のいずれかの指定を受けている事業者へ委託し、移動支援を実施します。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	事業所数	2	2	2

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。

地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター				
地域活動支援センターⅠ型	事業所数	0	1	1
	人/年	0	20	20
地域活動支援センターⅡ型	事業所数	0	0	0
	人/年	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	事業所数	0	0	0
	人/年	0	0	0

サービス種別	概要
日常生活用具給付等事業	
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが条件となります。



2 任意事業

地域生活支援事業の任意事業は、市町村の判断で事業を実施できることとされています。実施している事業には☑を記載しています。

①日常生活支援

サービス種別	概要	実施
1) 福祉ホームの運営	家庭の環境や、住宅の事情などの理由によって、居宅において生活することが困難な障がい者に対して、低額な料金で、居室、その他設備の利用や、施設の管理、利用者の日常に関する相談や助言、または福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行い、地域生活を支援することを目的とした事業です。※1	<input type="checkbox"/>
2) 訪問入浴サービス	地域における身体に障がいがある方の生活を支援するため、看護師、または准看護師もしくは介護職員が、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とした事業です。※2	<input type="checkbox"/>
3) 生活訓練等	障がいのある方等に対して、日常生活上の必要な訓練や、指導等を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう支援します。	<input type="checkbox"/>
4) 日中一時支援	日中において障がいのある方等を介護、監護する方がいない場合に活動の場を確保、提供し、一時的に見守り等の支援を行います。レスパイトケア※3 としての役割も担うことを目的とした事業です。	<input checked="" type="checkbox"/>
5) 地域移行のための安心生活支援	障がいのある方が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域・場所で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とした事業です。	<input type="checkbox"/>
6) 巡回支援専門員整備	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所などの子供や、その親が集まる施設や場所へ巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がいのある児童の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う、発達障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。	<input type="checkbox"/>
7) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律（第33条の5の規定）に基づく相談支援事業所等（地域援助事業者）が退院支援体制の確保に要する費用の一部を助成し、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とした事業です。	<input type="checkbox"/>

※1 常時の介護、医療を必要とする状態にある方を除くとされています。

※2 サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合など、サービス提供従事者は、速やかに主治医、又は予めサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることになっています。

※3 家族に代わり一時的にケアを代替することで日々の疲れ等をリフレッシュして頂く家族支援サービスをいいます。

②社会参加支援

サービス種別	概要	実施
1) スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある方等の体力増強、交流、余暇等の支援、および障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供する事業です。	□
2) 文化芸術活動振興	障がいのある方等の文化芸術活動を振興するために、障がいのある方等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う事業です。	□
3) 点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある方等のために、点訳、音声訳、その他にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障がい者等の障がい者関係事業の紹介、生活情報など、地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的、または必要に応じて提供する事業です。	□
4) 奉仕員養成研修	点訳、または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成・研修を目的とした事業です。	□
5) 身体障害者自動車改造費助成事業	障がいのある方等の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。	☑

③権利擁護支援

サービス種別	概要	実施
1) 成年後見制度普及啓発	成年後見制度の利用を促進するために普及啓発を行い、障がいのある方の権利擁護を図ることを目的とした事業です。	□
2) 障害者虐待防止対策支援	障がいのある方への虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応や、その後の適切な支援を行うために、地域の関係行政機関・障がい者等の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者や、関係する団体、または地域の住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とした事業です。	□

④就業・就労支援

サービス種別	概要	実施
1) 盲人ホームの運営	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、又はきゅう師免許を有するが、自営したり雇用されたりすることの困難な視覚障がいのある方に対し、施療や必要な技術の指導を行い、自立を支援することを目的とした事業です。	□
2) 更生訓練費給付	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方に対して更生訓練費を支給することで社会への復帰の促進を図ることを目的とした事業です。	☑
3) 知的障害者職親委託	知的障がいのある方の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導、および技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与え、雇用の促進と職場における定着性を高めることで知的障がいのある方の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。	□

第5章 地域における障がい者支援の充実

1 相談・援体制の整備

(1) 屋久島町自立支援協議会の設置

相談支援事業者やサービス提供事業者、教育、企業・就労支援機関等、町民に身近な地域での公民一体となった関係機関のネットワークの中核として設置・運営しています。

(平成 25 年 4 月 1 日、屋久島町自立支援協議会設置)



(2) 相談機能の充実

障がい者や高齢者はもとより、町民の福祉ニーズに対応すべく、相談からサービス提供まで一貫した相談窓口機関を整備し、町民の福祉ニーズに対応できる体制の構築に向けて協議します。

地域社会全体で障がい者を支えるため、保健・医療・福祉の専門家や関係機関・団体等との連携を図りながら、地域における身近な相談支援体制の構築に努めます。

家族と暮らす障がい者について、その家庭や家族を支援することとし、特に、障がい児の健全な発達を支援する観点から、家族に対し、療育方法などの情報提供やカウンセリング等を行います。

(3) ケアマネジメント体制の整備

障がい者やその家族からの相談に応じて、個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて、適切な支給決定がなされるようケアマネジメント体制の構築を図っていきます。

(4) 専門職員の配置による相談支援機能の強化

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

(5) 相談支援専門員の育成・確保

生活全般に関する相談をはじめ、サービス利用計画の作成を行う相談支援専門員について、県や県社会福祉協議会と連携し、研修や講座への参加を促進し、人材の育成と確保に努めます。

2 障がい福祉サービスの充実

(1) 居宅サービスの充実

障がい者等が地域で生活していくためには、必要なサービスを身近な地域で受けられるよう居宅サービスの充実が求められます。特に精神障がい者においては今後も手帳所持者数の大幅な増加が予測されることや退院促進を図ることから、居宅サービスの基盤整備を進めることが重要です。

また、障害者総合支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の3障がいに加え、難病も対象となったことから、各対象者に対応できる事業所や新規サービスを提供する事業者の確保に努め、サービスの充実に努めます。

(2) 日中活動系サービスの充実

障害者総合支援法の施行に伴い、地域生活に比重が置かれ、日中活動の場の確保が必要となっています。

障がい者の状況や年齢などに応じて地域での生活を支援していけるよう生活介護をはじめ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所サービス、地域活動支援センター事業などの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるようサービスの充実を図ります。

(3) 居住系サービスの充実

障害者総合支援法の施行に伴い、地域生活に比重が置かれ、グループホームの確保が必要となっています。特に町内においては居住系の施設が皆無のためグループホームの確保は急務となっています。障がい者の保護者の高齢化も進んでいることから、早急に町内のグループホームの整備、確保ができるよう努めます。

3 障がい児支援の充実

関係機関が連携して障がいの早期発見、早期療育の推進を図り、障がい児一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細やかな療育が行えるよう児童発達支援・放課後等デイサービスの支援体制の強化に努めます。

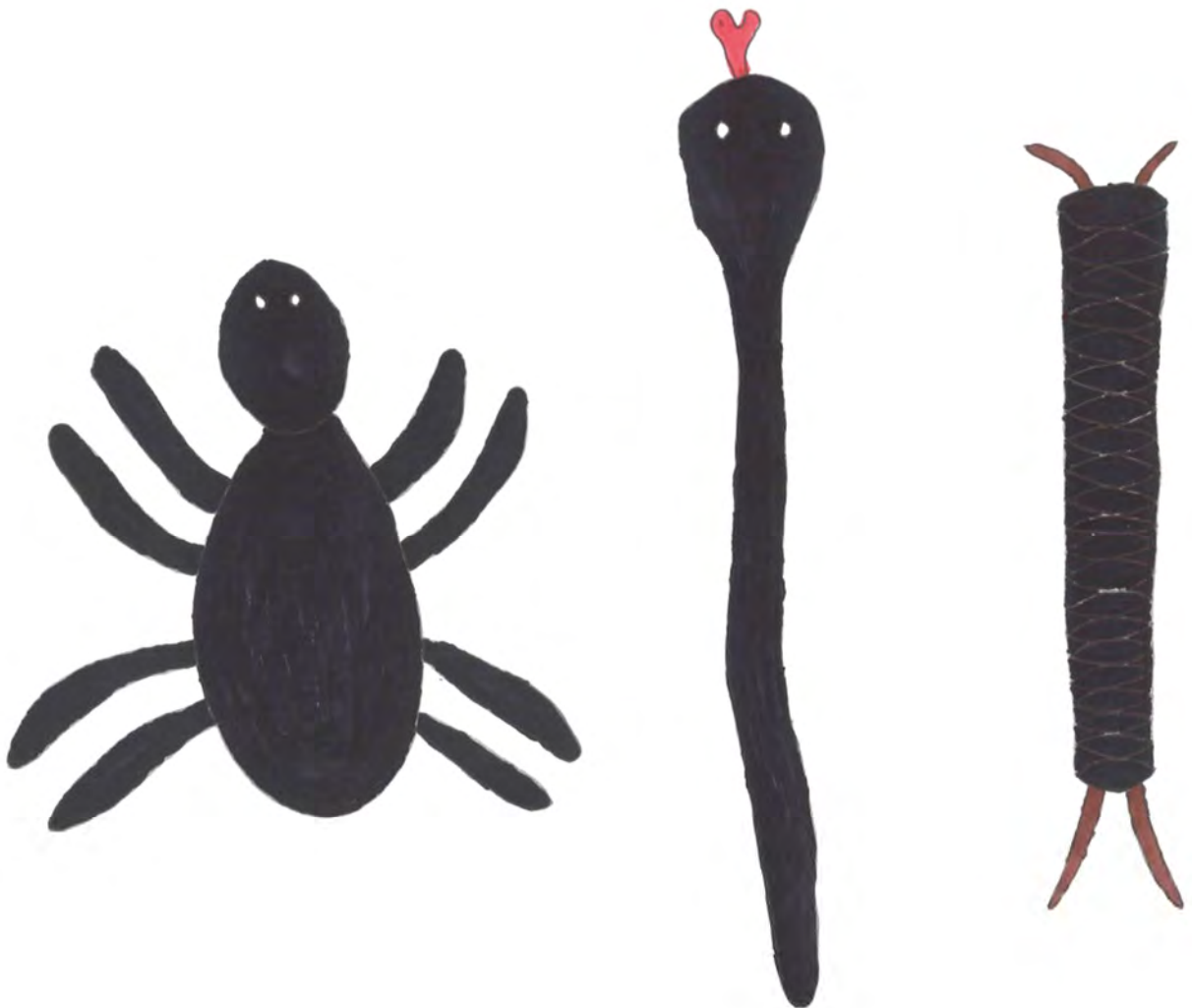
4 地域生活支援事業の充実

現在、実施できていない事業も多いことから、必須事業を中心に早期実現に努めるとともに、障がい者のニーズを把握しサービス提供事業者の確保に努め、サービスの充実を図ります。



第4部

言十画の推進にあたって



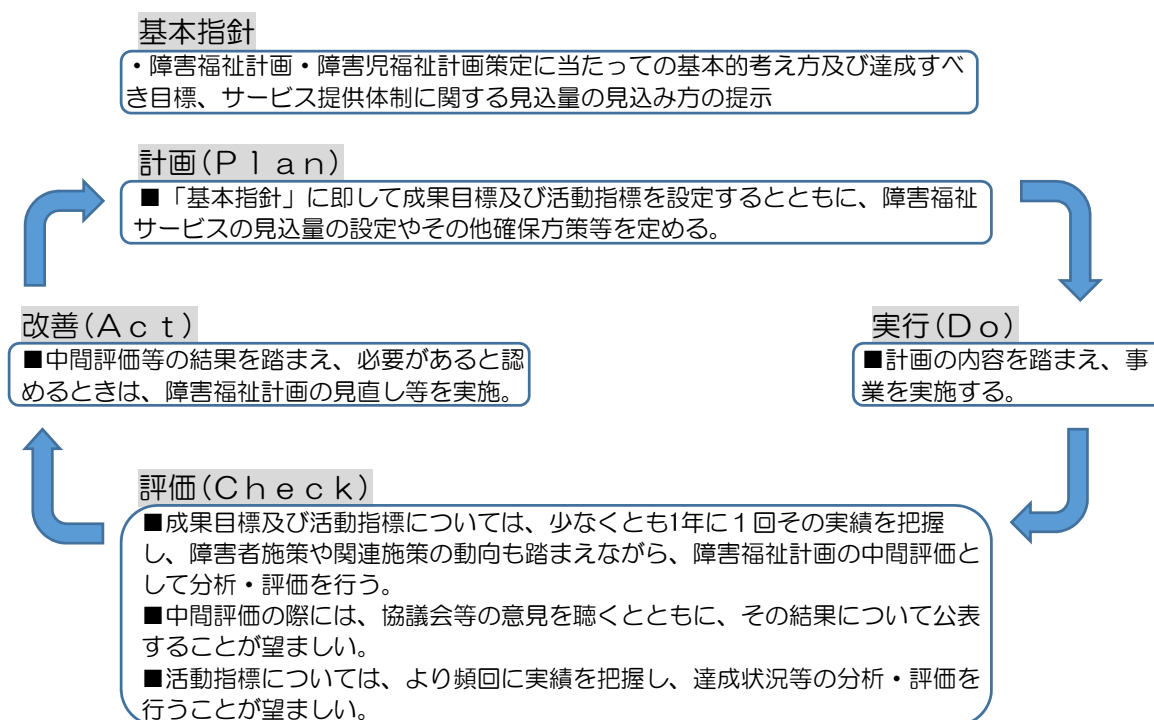


1 計画の評価・検討

屋久島町自立支援協議会において、計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

また、本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」、各サービスの見込量を「活動指標」とし、評価においては、PDCAサイクルを用い、年1回程度の評価分析に努め、必要な場合は計画を見直すこととします。

図表：障害福祉計画・障害児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



PDCAサイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に順に実施していくものです。

2 計画の周知

本計画を広く住民に周知し、障がいや障がい者への正しい理解を普及しながら、「ともに生き、ともに支えあう やさしさのまち」に向け、障がい者の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

3 計画の推進体制の確立

本計画の推進体制においては、福祉・保健・医療・保育・教育・就労等で構成した自立支援協議会を中心に相互に連携しながら、障がい者のライフステージに応じた支援を行い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

4 国・県及び近隣町との連携

本計画は、広域的に対応しなければならない施策もありますので、広域における障がい福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣市町と連携し計画の推進に努めます。

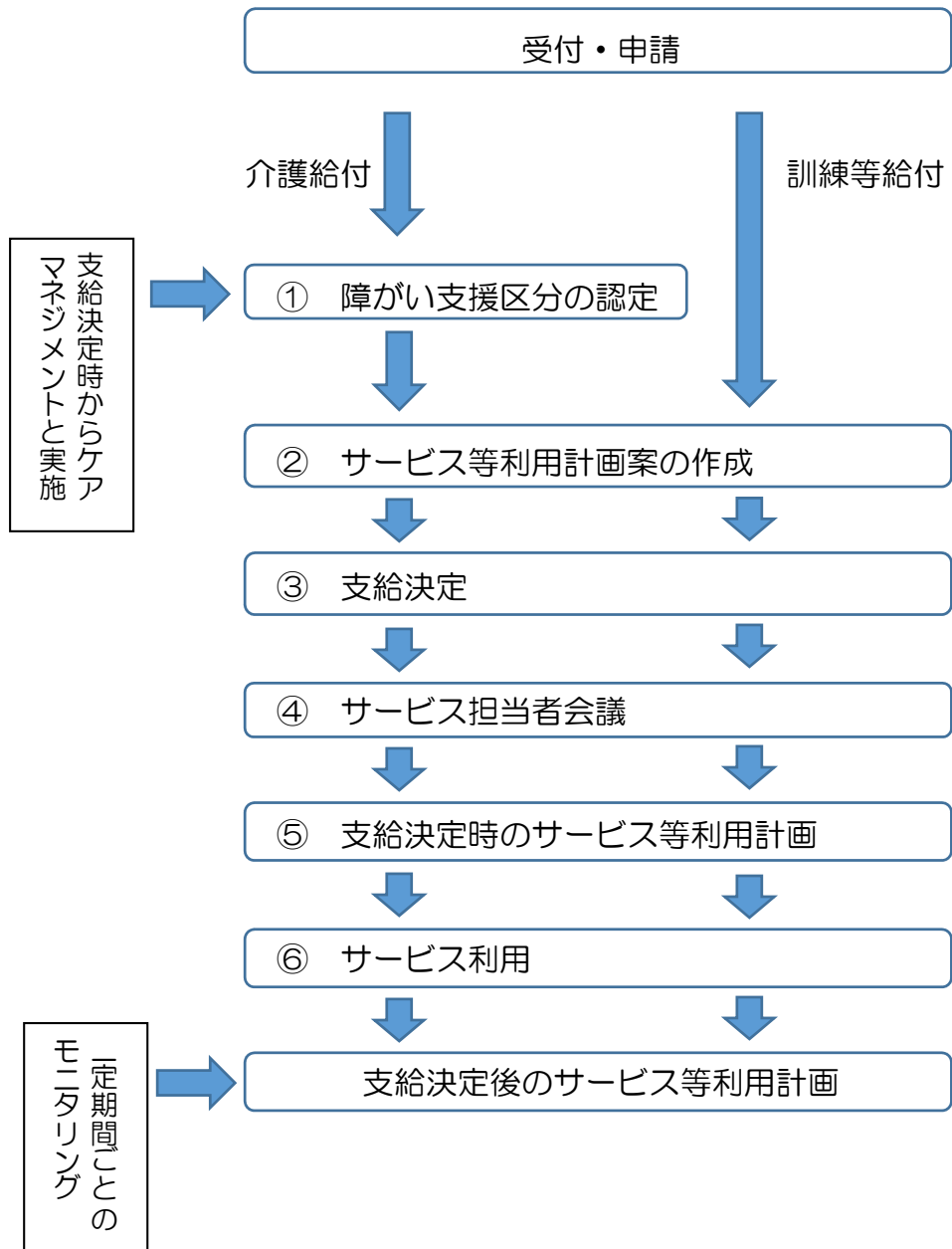
また、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を求める事項について検討し、必要に応じて関係機関に要望していきます。

5 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供

【サービス利用までの流れ】

- ① サービス利用希望者は、町の窓口申請し障がい支援区分の認定を受ける。
- ② 町は、サービス利用希望者に「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求め、サービス利用希望者は、これを提出する。
- ③ 町は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定する。
- ④ 「指定特定相談支援事業者」は、サービス担当者会議を開催する。
- ⑤ サービス事業者との連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成する。
- ⑥ サービスの利用開始となる。

【支給決定プロセス】



1 屋久島町障害福祉計画策定委員会

(1) 設置要綱

○屋久島町障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 30 日告示第 69 号

屋久島町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 屋久島町障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、屋久島町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害福祉計画に関すること。
- (2) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は別表 1 に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長、副委員長は町社会福祉協議会代表をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画策定に係る期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第 6 条 委員長が、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、屋久島町福祉事務所において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員	
町民生委員児童委員協議会代表	町身体障害者福祉協議会代表
町手をつなぐ育成会代表	町精神障害者家族会代表
町障害者自立支援協議会代表	町障害者自立支援協議会地域移行就労支援部会代表
町障害者自立支援協議会子ども療育部代表	町社会福祉協議会代表
保健師代表	町教育委員会主幹兼指導主事
副町長	総務課長
福祉事務所長	



(2) 委員等名簿

番号	所属名	職名	名前	備考
1	屋久島町	副町長	日高 豊	委員長
2	屋久島町社会福祉協議会	会長	局 富美男	副委員長
3	屋久島町民生委員児童委員協議会	会長	寺田 辰男	
4	屋久島町自立支援協議会	会長 兼 こども部会長	川東 敬	
5	屋久島町自立支援協議会	せいかつ部会表	岡留 絹代	
6	屋久島町身体障害者福祉協議会	会長	寺田 九州男	
7	屋久島町手をつなぐ育成会	会長	永田 豊廣	
8	屋久島町精神障がい者家族会 (石楠花会)	事務局	日高 圭子	
9	屋久島町自立支援協議会	事務局	日高 久美	
10	熊毛支庁屋久島事務所	保健師	林 しおり	
11	屋久島町教育委員会	統括係長兼指導主事	米丸 寛之	
12	屋久島町	総務課長	鎌田 勝嘉	
13	屋久島町	福祉事務所長	寺田 和寿	
14	屋久島町	健康長寿課保健師	岡 恭子	
※	屋久島町	福祉事務所統括係長	上山 理留	事務局
※	屋久島町	福祉事務所福祉係長	笠井 睦	事務局

2 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 障害を理由とする差別の禁止(第8条—第16条)

第3章 障害を理由とする差別をなくすための施策(第17条—第25条)

第4章 雑則(第26条)

附則

全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人であり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれる。

しかしながら、今なお障害のある人が、日常生活及び社会生活の様々な場において、障害を理由とする不利益な取扱いや、様々な社会的障壁による制約に直面している。

本県においては、高齢化の進行等とともに、年々障害のある人の数が増加する傾向にあり、また、離島においては、福祉サービスの利用が島内に限定されるなど地理的条件による制約がある。

このような状況を踏まえ、私たちは、障害のある人に対する福祉サービスを充実するとともに、幼児期から障害のある人とない人とが交流する機会を設けるなどして、障害のある人もない人も共に地域社会で生きるという意識を育むことにより、県民の障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進しなければならない。

ここに、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消するための基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)と相まって、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去を必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされないことをいう。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害のある人だけでなく全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策(以下「障害者差別解消施策」という。)を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市町村への要請及び支援)

第5条 県は、市町村に対し、地域の実情に応じた障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施することを求めるものとする。

- 2 県は、障害のある人に関する施策における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村と連携を図るとともに、市町村が障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者差別解消施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 障害のある人は、自らの障害の特性及び障害があることによる社会的障壁について可能な範囲内において、県民に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害者差別解消施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

(障害を理由とする差別の禁止)

第8条 次条から第16条まで に定めるもののほか、何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

(福祉サービスの提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第9条 福祉サービスに従事する者は、障害のある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 福祉サービスに従事する者は、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境及び障害のある人の福祉サービスの利用に関する意向等を勘案することなく、障害を理由として、障害のある人の意思に反して、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制してはならない。

(医療の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第10条 医療従事者は、障害のある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。

(商品の販売及び役務の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第11条 不特定かつ多数の者に対して商品の販売又は役務の提供を行う者は、障害のある人に対して商品の販売又は役務の提供を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、商品の販売若しくは役務の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働及び雇用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第12条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対し、正当な理由なく、障害を理由として、応募又は採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、障害のある人を雇用する場合において、次に掲げる事項について、正当な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(1) 賃金

(2) 労働時間、休憩、休日及び休暇

(3) 昇進、降格、配置転換、休職及び復職

(4) 教育訓練及び研修

(5) 福利厚生

(6) 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関すること。

3 事業主は、正当な理由なく、障害を理由として、障害のある人を解雇してはならない。

(教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第13条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人が教育を受ける場合において、障害のある人の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育上必要な支援を講じなければならない。

2 教育委員会は、障害のある人若しくはその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)に対し必要な説明を行わず、又はこれらの者から意見を聴取せず、就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)をいう。)を決定してはならない。

(公共的施設及び交通機関の利用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第14条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物、施設又は設備(以下「公共的施設」という。)の所有者、管理者又は占有者は、その公共的施設を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。)は、その管理する旅客施設(同条第5号に規定する旅客施設をいう。)又は車両等(同条第7号に規定する車両等をいう。)を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(不動産取引における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第15条 不動産取引を行う者は、障害のある人と不動産取引を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(情報の提供及び受領における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第16条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者又は不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障害のある人に対して情報の提供を行い、又は障害のある人から情報を受領する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、情報の提供又は受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

第3章 障害を理由とする差別をなくすための施策

(相談への対応)

第17条 県は、障害を理由とする差別に関し、相談に応ずるものとする。

2 県は、前項の相談を受けたときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 相談者に対して必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他通知を行うこと。

(相談員の配置)

第18条 知事は、前条第2項各号に掲げる業務を行わせるため、障害のある人に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうちから、相談員を委嘱することができる。

2 相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後においても、同様とする。

(鹿児島県障害者差別解消支援協議会の設置)

第19条 障害を理由とする差別を解消するための取組を推進するため、鹿児島県障害者差別解消支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案(以下「対象事案」という。)について、あっせんを行うこと。
- (2) 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議すること。

3 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(あっせんの申立て)

第20条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対してあっせんの申立てをすることができる。

2 対象事案に係る障害のある人の家族その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが障害のある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、第17条第2項に規定する相談への対応を経た後でなければ、することができない。

4 第1項及び第2項の申立ては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(あっせん)

第21条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、協議会に対して、あっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定による求めがあったときは、あっせんが対象事案の解決に資すると認められない場合を除き、あっせんを行うものとする。
- 3 協議会は、あっせんを行うために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 協議会は、第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたとき、あっせんが終わったとき又はあっせんに打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。

(勧告及び公表)

第22条 協議会は、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、正当な理由なくあっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず、あっせんに従わないときは、知事に対して、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、障害を理由とする不利益な取扱いを解消する措置をとるように勧告することを求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者に対して、必要な措置をとるように勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第23条 知事は、前条第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対してその旨を通知し、かつ、その者又はその代理人に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(表彰)

第24条 知事は、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったものに対し、表彰を行うものとする。

(普及啓発)

第25条 県は、障害を理由とする差別を解消することの重要性について県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発に努めるものとする。

第4章 雑則

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第19条第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後3年を目処として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



屋久島町障がい者福祉マップ

【ご相談できる方】屋久島町にお住まいの、支援を必要とする障がいのある方、及びその家族です。（手帳の有無は問いません）

はたらく

就労に必要な知識と能力向上のために必要研修を行います

ヘルパー

地域での生活を支えるサービスです



ヘルパー

地域での生活を支えるサービスです



③ 龍久の郷
ご利用の方のエンパワメントが促進される様に、様々な生活のツールを提供しています。
- 木工や織の得意なアーティストグループ
- パン作りや陶器作り
- 地域の方々と定期的に交流できるレクリエーション
「カフェギャラリー龍久」では毎月の作品展を開催し、地域の方々の応援を大いにしながら交流を行っています。
TEL 42-2775
FAX 42-0753
就労相談担当 日原

⑨ にじいろの街
本居製菓、木工、製作、縫製、製作や地域のイベントも開催しています。様々な生活のツールを提供しています。
- 木工や織の得意なアーティストグループ
- パン作りや陶器作り
- 地域の方々と定期的に交流できるレクリエーション
「カフェギャラリー龍久」では毎月の作品展を開催し、地域の方々の応援を大いにしながら交流を行っています。
TEL/FAX 47-3488
就労相談担当 日原

④ 安房
○ご相談は無料です。「相談支援センターやくしま」へご連絡ください。
○来所できない場合は、こちらからお伺いいたしますので、お気軽にご相談ください。
○情報はご機嫌のままです。

⑤ こども
基本動作の指導や集団生活への適応訓練を行います

⑥ 宮之浦
【ご相談方法】
○ご相談は無料です。「相談支援センターやくしま」へご連絡ください。
○来所できない場合は、こちらからお伺いいたしますので、お気軽にご相談ください。
○情報はご機嫌のままです。

⑦ クルーズホーム
地域での少人数の共同生活を体験し、生活全般の援助、食事の提供、入浴・給湯の援助、相談など

⑧ みんなのおうち
日中介護の必要な方への安らぎ、地域生活を営むための生活支援や、身体機能の維持向上などを実施、その人の個性に合わせた作業学習活動を通じて行います。
TEL/FAX 47-2357

⑩ 月見荘・なごみ荘
住み慣れた地域の中で、必要な支援を受けながら、共同で生活します。夜間は介護職員で、活動をし、帰って来る家、温かい家庭生活を目標としています。
TEL 47-3588
FAX 47-3337
月見荘
なごみ荘

⑪ 訪問看護ステーション
「安心・信頼・思いやり」をモットーに24時間365日在宅生活を支援します。リハビリから看護まで、医師から看護師まで幅広い対応をしています。
TEL 46-4767
FAX 46-3997

★生活介護
主に居宅に於いて、生活全般に対する支援と、創作的・生きた活動を行います

屋久島町自立支援協議会せいかつ部会作成【第3版】2020.6

屋久島町福祉支援課（福祉事務所）
TEL 43-5900 FAX 43-5905
屋久島保健所
TEL 46-2024 FAX 46-3522

働きたい！を応援します！！
働きたい方への就業支援の総合窓口です。
くまげ障害者就業・生活支援センター
TEL 0997-27-0211
FAX 0997-27-0118



屋久島町
第2其月障害者計画
第6其月障害福祉計画
第2其月障害児福祉計画

令和3年3月

【編集・発行】屋久島町福祉事務所(福祉支援課)

鹿児島県熊毛郡屋久島町小湊原田849番地20

TEL 0997-43-5900